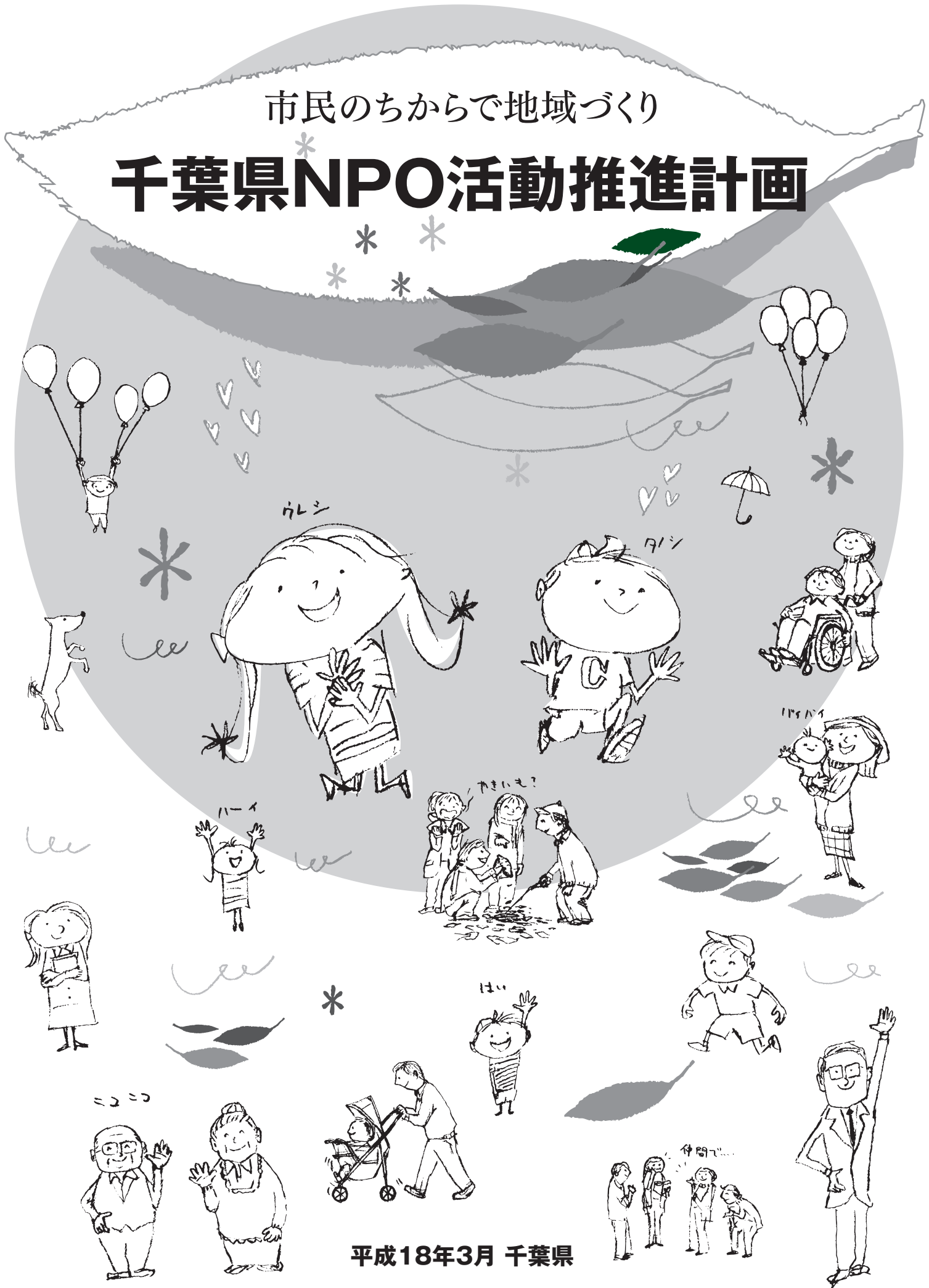


市民のちからで地域づくり

# 千葉県NPO活動推進計画



## 県民一人ひとりが主役

### ～県民のちからでNPO立県千葉の実現～

21世紀は、住民が主役となる世紀です。子育て、環境、福祉、スポーツ、芸術、まちづくり、国際貢献などさまざまな分野で、住民活動団体やNPOが主体的に活動を展開しています。そこで、千葉県では、こうした自発的な市民活動が最も活発に行える社会環境の確立を目指しています。それこそが、NPO立県千葉の実現であり、それは分権型社会を構築する、県民主導の地域づくりにほかなりません。



こうした中で、市民活動を促進する法律として、平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」（NPO法）に基づき認証された法人は、全国で25,000を超え、千葉県でも1,000を超えるまでになりました。また、法人格を取得したNPOに限らず、地域住民による自発的な活動は活発になってきています。

そこには、力強い豊かな「県民のちから」と「地域のちから」があり、こうしたちからが連動して「うねり」となり、さらに新しいちからを生みだしています。

これまで千葉県では、NPOと行政が対等な立場で連携・協働し、「県民主役・県民参加」の仕組みづくりに取り組んできました。

白紙の状態から、県民参加による「千葉県NPO活動推進指針」の策定や、県とNPOとのより良いパートナーシップを築くためのルールである「千葉県パートナーシップマニュアル」の作成、「ちばパートナーシップ市場」による県とNPOとの協働事業などを実施してきました。

その結果、「県民が主役の地域づくり」の仕組みは、NPOの皆さんや全国からも高い評価を得るまでになりました。

平成14年11月に策定した千葉県NPO活動推進指針も3年が経過し、NPOを取り巻く社会環境も大きく変化していることから、これまでの成果を踏まえ、平成18年度から20年度までの3か年をNPO立県千葉の実現に向けた第二ステージと位置づけ、新たに「千葉県NPO活動推進計画」を策定しました。

この計画では、「市民・NPO主導による地域の課題解決力の強化」と「パートナーシップ型行政の発展」を2つの目標に、県民の自発的な活動がさらに活発に行われるよう、環境整備に取り組んでいきます。

NPO立県の主役は、県民の皆さんです。

県民一人ひとりが、地域づくりに主体的に参画・実践していくとともに、NPO活動が生み出す成果をより多くの県民が共有できる千葉県づくりを進めていきます。

平成18年3月

千葉県知事 堂本暁子

## 計画の策定にあたって

新たな計画を策定するにあたって、千葉県NPO活動推進委員会のもとに「県民との協働による計画づくりワーキンググループ」を設置し、取り組んできました。ワーキンググループのメンバーは、公募委員を含め7名の推進委員、県NPO活動推進課職員6名です。

これまでの3年間の成果と課題を把握するために、当事者である各分野のNPO、関係する機関等からのヒアリングからスタートしました。また、途中、骨子、中間報告をもとに県内5か所でタウンミーティングを開催し、多くの意見をいただきました。またその都度、市町村担当者との意見交換や意見照会、パブリックコメントの募集を実施しました。NPOを取り巻くさまざまな分野の関係者との意見交換を進める中で、大勢の人に会い、この計画づくりの作業の醍醐味を感じることができました。これらの詳細は、資料編「策定経過」に記載があります。

これらの貴重な提案、意見をもとに、ワーキンググループでは議論を重ね、軌道修正を繰り返し、ようやく7つの指針、18の行動計画にまとめました。

今後3年間は、市民・NPOが「課題解決力」を強化すること、パートナーシップ型行政を発展させることを目標とし、そして、「NPO立県千葉」の目指すべき社会を実現していきます。

第二ステージは、まもなく幕が上がり、主体的な人々が動き出します。

ご意見をお寄せいただいた皆様には、心から感謝申し上げるとともに、出来上がった推進計画の実行をともに進めていくことをお願い申し上げます。

また、事務方の職員には再三の書き直しや調整など、膨大な作業を黙々と引き受けていただき感謝申し上げます。

私たちワーキンググループメンバーにとって、この作業過程は貴重な経験となり、今後、「市民参加」、「協働」を推進するためのひとつの手法を学び合うことができました。

千葉県NPO活動推進委員会委員長

牧 野 昌 子

# 目 次

はじめに.....	1
<b>I 基本方針.....</b>	<b>2</b>
1 基本理念.....	2
2 基本的視点.....	3
3 NPO立県千葉の目指すべき社会.....	4
4 計画の対象.....	5
5 新しい市民社会とNPOの重要性.....	8
<b>II 社会的背景.....</b>	<b>12</b>
1 行政を取り巻く環境の変化.....	12
2 NPOを取り巻く最近の状況.....	15
3 千葉県行政の現状.....	17
<b>III 千葉県のNPOの現状と課題.....</b>	<b>18</b>
1 NPOをめぐる制度の変遷.....	18
2 NPOの現状.....	19
3 NPOの課題.....	23
<b>IV 第一ステージ（平成14年度～17年度）の成果と課題.....</b>	<b>24</b>
1 成果.....	24
2 課題.....	28
<b>V 第二ステージ（平成18年度～20年度）の目標.....</b>	<b>30</b>
1 市民・NPO主導による地域の課題解決力の強化.....	31
2 パートナーシップ型行政の発展.....	32
<b>VI 指針.....</b>	<b>34</b>
1 市民が主体的に多様なNPO活動を生み、広げ、育ちあう環境を整備します...34	34
2 NPOとさまざまな主体との関係づくりを促進します.....35	35
3 市民のNPO活動への参加の促進やNPO法の適正な運用を図ります.....35	35
4 NPOとの協働の領域を確立し、「千葉県パートナーシップマニュアル」を 全庁的な基本ルールとし、協働を推進します.....35	35
5 NPOに関するワンストップサービス体制を充実します.....36	36
6 市町村行政との連携・協力体制を推進します.....36	36
7 全国を先導できるNPO政策に取り組み、発信していきます.....36	36

<b>VII 行動計画</b> .....	37
1 NPO立県ちばコミュニティファンド（仮称）の創設.....	37
2 NPO支援組織との連携強化.....	38
3 NPO法人に対する県税の新たな優遇措置の検討.....	39
4 事業力向上セミナー等の開催.....	39
5 事業力向上のための補助金事業の実施.....	39
6 専門家によるNPO運営相談の実施.....	40
7 企業・大学等とNPOとの連携促進.....	40
8 NPOと学校との連携・協力の促進.....	41
9 地域活性化プラットフォーム（仮称）の創設.....	41
10 戦略的広報・普及啓発活動の一層の推進.....	42
11 NPO出前講座の開催.....	42
12 NPO法運用マニュアルの普及促進.....	42
13 ちばパートナーシップ市場の強化.....	43
14 県職員の意識改革の徹底.....	43
15 ワンストップサービスの充実.....	44
16 市町村行政との連携・協力.....	44
17 NPO法人・公益法人制度の研究.....	45
18 全国の自治体との交流・連携の促進.....	45
<b>VIII 推進体制</b> .....	46
1 千葉県NPO活動推進委員会.....	47
2 千葉県NPO活動推進会議.....	47
3 計画の見直し.....	47
<b>資料編</b>	
1 千葉県NPO活動推進計画策定経緯.....	48
2 千葉県知事認証NPO法人数の推移.....	53
3 NPO法人の事業高の推移.....	54
4 県職員アンケート調査結果.....	55
5 市町村アンケート調査結果.....	59
6 県政に関する世論調査.....	63
7 NPO活動実態・意向調査結果.....	66
8 年表で見るNPO活動推進の歩み.....	74

## はじめに

NPOが日本で最も活動しやすい千葉県を実現することにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくるという「NPO立県千葉の実現」を目指して、平成14年11月に「千葉県NPO活動推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、この指針に盛り込んだ行動計画に基づき、NPO活動推進のため、さまざまな事業を展開してきました。

その結果、千葉県パートナーシップマニュアル（P25参照）の作成やちばパートナーシップ市場（P25参照）の実施など、NPOと県行政の協働の仕組みをはじめ、市民主役・市民参加のための仕組みづくりができ、「NPO立県千葉の実現」は着実に進んできています。

また、指針策定後3年が経過しましたが、この間、NPOを取り巻く環境は大きく変化してきました。

特定非営利活動法人<sup>※1</sup>（以下「NPO法人」という。）の数は急激に増加し、また法人に限らず、市民<sup>※2</sup>の自発的な活動が活発に展開されるようになり、NPOに対する社会的な期待は高まっています。

これらを踏まえ、指針を見直すこととし、千葉県NPO活動推進委員会と県行政<sup>※3</sup>が協働して、市民・NPO、関係団体、市町村行政等の意見を聴きながら、地方分権の進展など社会環境の変化に対応するNPO活動推進施策の次なる展開について検討し、第二ステージとなる平成18年度から20年度までの3か年の新たな計画を策定しました。

この推進計画は、「NPO立県千葉の実現」を基本理念とし、「市民主役」と「市民参加」を基本的視点に、課題解決に市民一人ひとりが主体的に参画・実践し、NPO活動の成果を共有する千葉県づくりを目指しています。

そこで、千葉県のNPOの現状と課題や、県がこれまで取り組んできたことによる成果と課題を明らかにし、この課題を解決し、NPO立県千葉を実現していくため、第二ステージにおける2つの目標を定めました。

そして、この目標を達成するための道標となる7つの指針を定め、さらに、3年間に具体的に実施する18の行動計画を盛り込みました。

推進計画を実現していくためには、県行政だけでなく、市民・NPOの皆様や市町村行政等にも積極的な取組みを進めていただくことが必要です。

多くの皆様の御理解と御協力、そして御参加を期待します。

なお、この推進計画は、策定後も、今後の社会環境の変化や県内のNPO活動の状況、タウンミーティング等で得られた御意見をもとに、柔軟に見直しを行っていきます。

---

※1 特定非営利活動法人…非営利で不特定多数の利益の増進を目的として、社会貢献活動を行う団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人

※2 市民…「〇〇市」に居住する住民という意味ではなく、県民及び県内で活動する社会的存在としての個人を意味します

※3 県行政…行政機関としての千葉県を指します。市町村についても行政機関を指す場合には、「市町村行政」と表記します

# I 基本方針

## 1 基本理念

### 「NPO立県千葉の実現」

この推進計画の理念は、「NPO立県千葉の実現」、つまりNPOが日本で最も活動しやすい千葉県を実現することにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくることです。

市民の視点に立ったより良い地域をつくることは、次の2つを指します。

- ① NPO活動を推進することによって、多様な市民ニーズに基づいた多面的な社会サービスが提供され、新しい形の豊かで活力と個性のある地域をつくっていくこと。

NPOは、新しい社会サービスを生み出し、発展させていく力を持っています。現代社会においては、福祉、環境保全、まちづくり、文化・芸術の振興、子どもの健全育成、国際貢献などといったさまざまな分野において、NPOの活動が求められています。

これからは、NPOが行政とともに社会サービスの提供主体として大きな役割を担うことを認識することが重要です。

さらに、地域のさまざまな主体が、自らの特徴や強みを生かした役割分担をし、NPOとのパートナーシップを組み合わせながら、多面的な社会サービスを提供していくことも重要です。

- ② 市民がいきいきと活動できる環境を整えることにより、市民が自己実現を図り、支え合う仲間をつくり、自らが社会をつくる主役の一人として活動することができる地域をつくっていくこと。

市民が主体的に人々に働きかけていくことによって、新しいコミュニティ<sup>※4</sup>が生まれます。

このような活動や関係を生み育てるものとして、NPOは最適なものであると考えられます。NPO活動を推進することによって、市民が主役の千葉県が実現できます。

※4 コミュニティ…日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会

## 2 基本的視点

基本理念である「NPO立県千葉」を実現するため、「市民主役」と「市民参加」という2つの基本的視点を持って、NPO活動が活発に展開されるよう環境整備に取り組んでいきます。

### 市民主役

市民が、NPO活動を通して、自主的・自立的にいきいきと地域の課題を解決していく「市民が主役の地域づくり」を実現していきます。

### 市民参加

市民が、NPO活動を通して、県行政のさまざまな施策の企画・実施・評価のあらゆる段階で、県政に参画し、協働し、県行政をより市民ニーズにあったものへと変革していきます。





### 3 NPO立県千葉の目指すべき社会

地域の課題を解決するために、市民一人ひとりがNPO活動を行うことにより、主体的に地域づくりに参画・実践するとともに、NPO活動の成果を共有する千葉県づくりを目指します。

これからは、すべてを行政に依存する時代ではありません。地域の課題解決に向けて、市民一人ひとりが、地域づくりに主体的に参画するとともに、自ら実践していく時代です。

さらに、市民、NPO、企業、行政などさまざまな主体が適切に役割分担し、相互に連携・協働することによって、さまざまな課題を解決することのできる地域社会がつけられます。

「NPO立県千葉の実現」とは、市民の視点に立ち、市民のニーズに基づいた多角的な社会サービスが提供できる地域づくりをすること、また市民がいきいきと活動できる環境を整えることにより、市民が自己実現を図り、支えあう仲間をつくり、自らが社会をつくる主役の一人として活動する千葉県を実現することです。

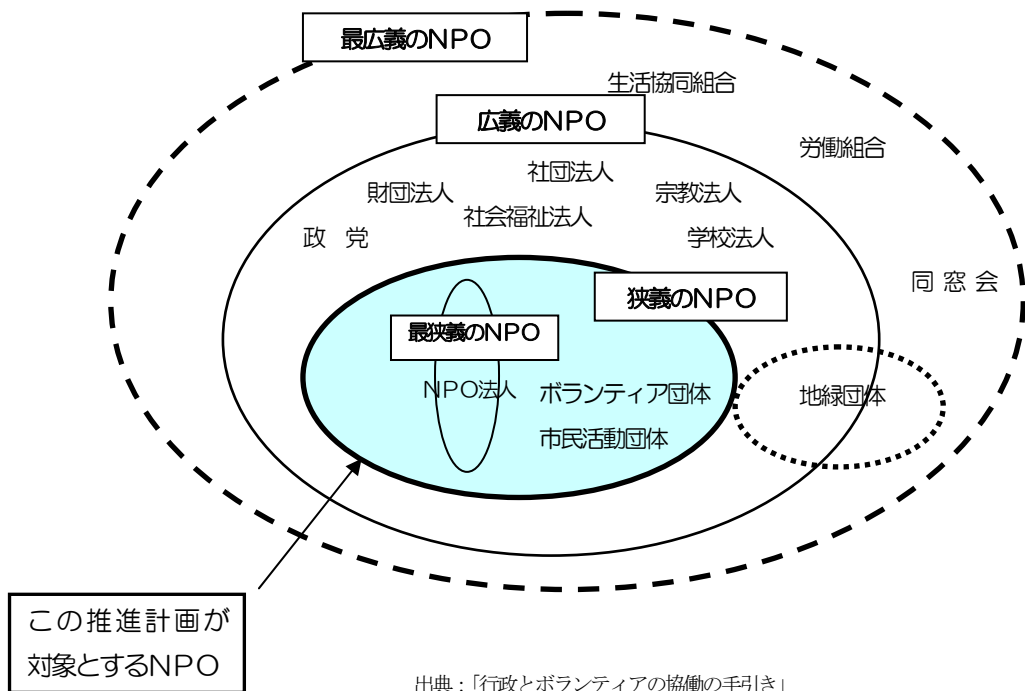
NPO活動が活発に展開されるようになることで、  
次のような真の分権型社会が実現されます。

- 社会が直面する諸課題に対し、その解決手段が多様で豊富な社会
- 市民がNPO活動に参加することで、地域の中で「個人の自己実現」が図られる社会
- 市民が積極的に政策を提案し、意見を述べ、責任をもって参画し、また自ら地域課題を解決していく「市民が主役の地方分権型社会」
- 新たな経済的主体としてのNPOの活動により、新しい社会サービスが提供され、雇用が促進されるなど、活力のある地域経済社会

## 4 計画の対象

### (1) NPO

この推進計画が対象とする「NPO」(Nonprofit Organization)は、市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体とします。NPO法人だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体もこの推進計画が対象とするNPOです。



出典：「行政とボランティアの協働の手引き」  
〔行政とボランティア・NPOの協働のあり方〕研究会 平成11年9月

### (2) より良い地域づくりのためのNPOのパートナー

NPOが地域の課題解決に取り組むとき、さまざまな主体との連携・協力が重要です。NPOと近い、または部分的な共通点を持った団体はたくさんあり、目的を共有するとき、それらの団体はNPOの重要なパートナーとなります。

もちろん、より良い地域づくりのためには、NPO同士の連携も重要です。

また、市町村行政や県行政もNPOのパートナーの一つです。たとえば、国の機関との連携、防犯・防災における警察署や消防署との連携、福祉における児童相談所や民生委員・

児童委員などの制度ボランティア<sup>※5</sup>との連携など、さまざまな分野での連携・協力が地域の課題解決には重要です。

### ① 公益法人・組合等

社団法人、財団法人のような公益法人や、社会福祉協議会、中核地域生活支援センター<sup>※6</sup>なども、目的を同じくするとき、NPOとの連携が可能です。

また、これらの団体は、主務官庁の許可により設立されることや監督を受けることなどがNPOと異なりますが、その活動内容によってNPOとってよいものもかなりあります。

生活協同組合、労働組合など共益団体（互助組織）とNPOの連携といった事例も見受けられます。

### ② 自治会・町内会等

自治会・町内会などの地縁団体は地域との関わりが深く、行政と地域住民との橋渡しの役割を果たすなど、地域内での人的ネットワークを持っています。NPOの持つ専門性と地縁団体が持つ人的ネットワークがつながることは、課題解決に効果があります。

なお、自発性に基ついた社会的な活動を行う自治会・町内会、地区社会福祉協議会なども、この推進計画が対象とするNPOです。



### ③ 教育・学術研究機関

近年、地域の人々が学校の教育や運営に参画したり、NPOなどが学校と協力して子どもの安全を確保するなど、学校も地域課題解決の拠点になりうる存在です。

また、大学をはじめとする学術研究機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しています。地元自治体をはじめとするさまざまな団体との連携・協力関係を強める傾向があり、NPOとの協働による調査研究やNPOへの研修制度（インターンシップ<sup>※7</sup>）を導入するなどNPOとの間に多様な関係が構築されつつあります。

---

<sup>※5</sup> 制度ボランティア…民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司など法令に基づき、大臣や都道府県知事が委嘱するボランティア

<sup>※6</sup> 中核地域生活支援センター…千葉県における対象者横断的な福祉施策の一環として設置された福祉の総合相談、権利擁護、地域生活支援の機能を併せ持った民間の拠点

<sup>※7</sup> インターンシップ…学生等が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度

#### ④ 企業

企業においても、企業の社会的責任（CSR）の一環として、また、地域社会の一員として、より豊かな地域をつくるために、社会貢献活動に取り組むところが増えています。

NPOへの支援や社会貢献活動を一緒に行うパートナーとして、NPOとの連携や協働を行う企業の割合は増加しています。

さらに、事業活動のパートナーとしてNPOを捉える企業も少しずつ増えてきています。

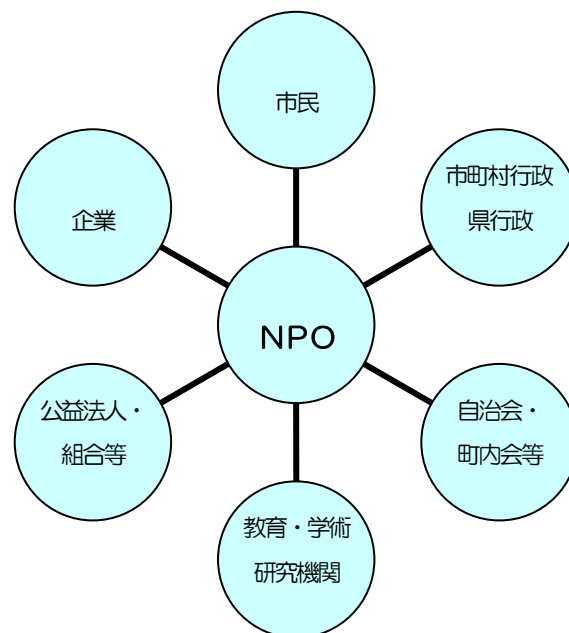
#### ⑤ 市町村行政

市町村行政は、市民・NPOに最も身近な自治体であり、地方分権が進展する中、地域を経営するという点では、極めて重要な役割を担います。NPOが地域課題解決に取り組むとき、市町村行政との関わりは大きいといえます。

#### ⑥ 市民

NPOは、市民が主体的に社会的課題を解決していくための、また、個人の思いを社会的な力にするための仕組みです。市民は、このNPOの担い手です。

また、市民一人ひとりも、ボランティアとして、寄附者として、また、参加者として、NPOの活動を支援することができます。



NPOのパートナー

## 5 新しい市民社会とNPOの重要性

### (1) 新しい市民社会の台頭

現在、社会サービスのあり方や行政の役割に大きな変化が起こっています。

これまでは、行政、企業という二つの部門がさまざまな社会的課題の解決に取り組み、あるいはサービスを提供する主体として大きな役割を果たしてきました。しかし、今後は、行政、企業と並んでNPOが大きな役割を担っていくようになります。

現代社会が直面している諸問題は、市民一人ひとりの責任において取り組むべき問題で、このような自覚に基づき、将来にわたりその責任を果たすべく、市民としての主体的な取り組みをさらに発展させていかなければなりません。

行政の役割を大きく変えている要因の一つは、新しい市民社会の台頭にあります。

この新しい市民社会は、NPOなどの市民活動によって担われ、NPOが社会サービスの大きな担い手となろうとしていることに特徴があります。

NPOは新しいサービスの開発、少数者の権利擁護、地域や地球規模での環境保全、国際協力などの分野で、行政とは違う角度から、さまざまな社会サービスを生み、育てるという点で重要な働きを果たすものです。

NPO活動の社会的な意義は、市民が自らの社会を自らの手で構築し、柔軟に社会を変革していく点にあります。

NPOは、従来の行政や行政の補完的な団体と違う視点で、新しい社会サービスを生み出し、発展させていく力を持っています。

NPOが社会サービスを担い、社会を構成する大きな一員となっていくということは、世界的な傾向になっており、これからは、行政と企業とNPOの三つの部門が社会のさまざまな財やサービスの提供主体として機能していくのです。

日本でも、90年代以降、社会サービスを担うNPOの活動が急速に増加してきています。

地域社会や家庭の機能の弱体化、市民ニーズの多元化・多様化、グローバリゼーション（国際化やさまざまな世界的関係の進展）、市民の社会参加への意欲の高まり、行政の財政危機、地方分権、規制緩和など、さまざまな社会の動きがNPO活動の必要性を高めています。

このような市民社会の台頭の中で、行政もその役割を見直す必要が生じています。

一方、企業や組合等も、社会サービスの担い手、社会貢献活動の主体、また、NPOのパートナーとしての意識を高めてきています。

## (2) NPOの重要性

### NPOの特性

NPOが行政や企業と並んで、社会サービスを提供する主体として大きな役割を果たしていくと期待されているのは、次のような特性を持っているからです。

#### ① 先駆性

制度的には対応しにくい社会的課題や少数者のニーズへの対応、独自の視点からの発案などから、従来にはなかった新しい発想の社会サービスの開発や提案・提供を行うことができます。

#### ② 多元性

制度的に行われている社会サービスや企業などとは違った社会サービスを発案し、提供していこうという指向があります。常に、もう一つの選択肢を作り出し、社会に多元性や多様性をもたらす力があります。

#### ③ 専門性

少数者のニーズや市民ニーズの確実な把握、長期的な視点や特定の価値観に基づいた課題のとらえ方、実践的な知識、専門家との複合的ネットワークなど、NPOは行政や企業、研究者などとは違う専門性を持っています。当事者団体が培ったノウハウなどを当事者性と言い表せば、それもこの専門性の一つです。

#### ④ 柔軟性

行政のような公平性、企業のような営利性にとらわれない柔軟な社会サービスを提供する力を持っています。

#### ⑤ 地域性

行政区画や縦割りの行政からは生まれてこない社会サービスを提供する力があります。行政区画にとらわれない生活者中心の地域の視点を重視した発想や提案が生まれてきます。



## NPOの役割

NPOには、このような特性があるので、これからの市民社会の担い手として、次のような役割を持っています。

### ① 市民が社会的課題に取り組む際の重要な手段となります

NPOは、市民がさまざまな社会的課題に取り組み、それを主体的に解決していこうとするときに重要な手段となります。

社会的課題は、福祉サービスの不足やまちの衰退などといった問題だけではありません。芸術や文化・スポーツの振興、健康増進、地域や産業の発展、さらには、市民の仲間づくり、社会参加や行政との連携促進、自己実現や自己決定の力を増そうとすることも重要な社会的課題といえます。

このような社会的課題への取り組みは、決して市民が個人だけでできることではなく、多くの人々や団体と共同して、または連携して取り組んでいくことが重要です。

### ② 多元的な社会サービスを育て、提供します

NPOは、多元的な社会サービスを育て、提供していく機能を持っています。

市民が、地域や社会への責任感から、自ら考え実行していく活動は、行政や企業にない新しい価値を生み出していくことができます。その活動は、社会サービスに多元性や多様性、受益者の視点に立った内容、そして創造性を与えることができます。

NPOは、行政から独立した存在として、市民が創意工夫をもって市民の声を反映した社会サービスを生み、育てていくための最良の器であるといえます。

ここで、重要な点は、NPOは行政や企業が対応できない、市民のニーズに対応するだけの存在ではないということです。NPOの活動は、市民の主体性や市民が自ら取り組みたいという課題から生まれるものです。



### ③ 市民参画に重要な働きをします

NPOは、市民が行政の施策に参画していくときに重要な働きをします。

市民が、個人として行政施策に参画していくことは重要なことです。しかし、個人の活動では、継続して参画しようとしたときに限界があります。行政と連携して事業を遂行しようとする場合も同様です。

市民がNPOとして活動すれば、組織の中に、知識や情報、事業遂行力などを蓄積することができ、いつでも必要とする人に提供することができます。

### ④ 人々や団体の間に、新しい社会関係をつくります

NPOは、同じ社会的課題に関係する人々や団体の間に、新しい社会関係をつくり出します。

これまで社会を構成してきた地縁や血縁、会社など職場におけるつながりが弱くなっていく今日、NPOは、多様で新しい社会関係を築くことのできる存在として注目されています。NPO活動は、福祉活動における助け合いや、環境保全を通じた市民のネットワーク、市民同士の国境を越えた国際協力活動など、人と人、人と団体との新しいつながりを提供します。このような関係は、健全な社会を育むために極めて重要なものです。

### ⑤ 社会全体をゆるやかに変革していく推進役となります

NPOは、このような活動を通して、社会全体をゆるやかに変革していく推進役となります。

NPOは、市民自身の社会的課題を解決する力を強化し、社会サービスの内容やあり方を変え、行政施策を変え、市民同士の関係を変えていきます。さらに、市民や行政、公益法人等や自治会・町内会等の役割や意識を変えていくでしょう。

それは、変革が必要となった今日の日本社会において、とりわけ重要な機能であるといえます。





## Ⅱ 社会的背景

### 1 行政を取り巻く環境の変化

従来、社会サービスの多くの部分は、行政が責任を持ち、主体となって提供するものでした。

しかし、近年、市民の価値観の多様化とともに、これまで考えられなかったような新しい社会サービスが必要とされ始めています。

さらに、市民には、単に社会サービスの利用者から、自ら提供する担い手になりたいという意識も大きくなっています。

行政は、新しい社会サービスを生み出していくことや、先駆的なサービスや実験的なサービスを実施するということは、あまり得意ではありません。よりきめ細かな柔軟性のある社会サービスや、少数の人々のニーズにあった社会サービスなどは、公平・平等という制約がある行政では十分に対応しきれない分野です。

しかしながら、県行政をはじめとする地方自治体は、次のような社会環境の変化により、種々の市民ニーズに対して、これまで以上の主体的・積極的な対応と、市民ニーズに沿った社会サービスの展開が期待されています。



### ① 市民ニーズの多様化と社会構造の変化

福祉、環境保全、地域活性化、まちづくり、文化・芸術、社会教育、人権の保障など、さまざまな分野で、市民のニーズは多元化・多様化し、新しい社会サービスの開発や発展を必要としています。

右肩上がりの時代は終わり、経済は低成長期に入り、契約社員・パート社員の増加等、雇用形態に変化が起きています。

また、人口減少社会へ突入し、少子高齢化はますます加速していきます。

この社会経済の変化によるフリーターの増加、ニート問題の発生、少子高齢社会の到来や地縁・血縁の希薄化によって、人々の生活を支えるコミュニティもその再構築が大きな課題となっています。

また、2007年からは、いわゆる団塊の世代といわれる、日本の高度経済成長を支えた人々が退職して地域に還ってきます。

### ② 地方分権の進展

市町村合併が急速に進展し、三位一体改革<sup>※8</sup>等、国と県行政、市町村行政の役割や財源配分のあり方の見直しをはじめとした、分権型社会の実現に向けた構造改革が進展しています。

20世紀の経済成長を支えた画一的で中央集権的な行政システムから、地方が主体的に個性を発揮し、自己責任、自己決定による分権時代にふさわしい地域づくりが求められています。

地方分権が進展する中で、地方自治体間の競争やさまざまな地域格差が生まれ、各自自治体の地域経営力がこれまで以上に問われるようになっていきます。

### ③ 危機的な財政状況

長引く不況の中で、国ばかりでなく、地方自治体の財政も危機的な状況になっており、これ以上の財政規模の拡大ができない状況は、従来型の行政による社会サービス提供のあり方の転換を大きく迫っています。

### ④ 国、県行政、市町村行政の関係の変化

国、県行政、市町村行政の関係は、これまでの、国から県行政へ、県行政から市町村行政へ事務が委任されていくという流れから、お互いに対等で、それぞれが違う機能を分担するパートナーであるという位置づけへと変化しています。その中で、国・県行政・市町村行政の新しいパートナーシップのあり方を構築していくことが必要です。

---

<sup>※8</sup> 三位一体改革…地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から、①国庫補助負担金の改革 ②国から地方への税源委譲 ③地方交付税の改革 の3つを一体的に行うもの

## ⑤ 市民活動の活発化

ボランティア活動や市民活動といった市民の自発的な活動が活発化しています。それらの活動の担い手である市民・NPOは、市民自治の主役であり、新しい社会サービスの提供主体として、また新しいコミュニティ、さらには新しい市民社会の担い手として、大きく期待されています。

## ⑥ 民営化の進展

規制緩和や民営化の進展により、社会サービス部門に企業とNPOが参入し、担い手として活動の場を広げていることにより、従来から社会サービスを提供してきた公益法人等と企業、NPOとの競争が起こっています。そして、これらの間の競争条件が公平でなかったことから、税制や補助金等、諸制度の整備が急がれています。

## ⑦ 行政サービスの限界

全体的で均一的なサービス提供を前提につくられた行政システムは、個別の要求に対応しようとする、非効率かつ割高で、多額の費用が必要となります。

市民ニーズの多様化が進むこのような時代には、画一的なルールに縛られた行政のサービスはもはや限界です。

行政は、市民・NPO等「民」との協働により、「新たな公」を創らなければなりません。多種多様なNPOが、それぞれの立場で、柔軟できめ細かな社会サービスを提供する体制が望まれています。

## ⑧ 横断的取組みの必要性

行政が行う社会サービスにおいては、保健、医療、福祉、環境、地域づくりなどの分野で、これまでの縦割り行政では対応できない課題が増えており、横断的な取組みとして、施策の統合が求められています。また、福祉分野に見られるように、利用者の視点に立ったサービスの多様化と障害の種別を越えた横断的な施策の展開が進められつつあります。



## 2 NPOを取り巻く最近の状況

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が平成10年12月に施行されて以来、平成18年1月末までに全国で25,000を超えるNPO法人が誕生し、現在も全国で毎月約400の法人が増えています。

このようにNPO法人が急激に増加する中で、新たな非営利法人制度づくりを目指す公益法人制度改革や、「官から民へ」の構造改革の流れの中での指定管理者制度の導入、“団塊の世代”が定年を迎える2007年問題など、NPOに関わりの深い社会的潮流が生じています。

### ① 公益法人制度改革

行政の補完的な事務事業を行ってきた非営利の団体（公社や公益法人等）についても、その役割や性格の見直しが必要となっています。

国においては、さまざまな批判や指摘を受けている公益法人（民法34条の規定による社団法人及び財団法人）について、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、準則主義（登記）により簡便に設立することができる新たな非営利法人の制度に切り替えるという公益法人制度改革が進められています。

また、NPO法人についても、営利目的と見られる活動や詐欺など、NPO法人制度を濫用した違法行為などが生まれていることを背景に、新たな非営利法人制度の枠組みの検討とともに、NPO法の見直しが検討されています。

### ② 公の施設への指定管理者制度の導入

地方自治法が平成15年に改正され、「指定管理者制度」が創設されました。

この制度は、多様化する市民ニーズに一層効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的としています。

公の施設の管理運営を民間企業やNPOなど幅広い団体に委託できる「指定管理者制度」が導入されたことにより、新たな可能性が広がりました。



### ③ 2007年問題

まもなく、いわゆる団塊の世代が大量に定年を迎えます。この世代の人々が持つ豊かな知識や経験、意欲を活かし、地域づくりのあらゆる分野で活躍できる環境を整備していく必要があります。

NPOは、こうした人々がそれぞれの地域でボランティア活動や市民活動に取り組む際の受け皿として期待されています。

### ④ 若年層のフリーター、ニートの増加

若者については、近年、フリーターや、働いておらず、教育も訓練も受けていないいわゆるニートと呼ばれる若年無業者が増加しています。これらフリーターやニートの増加は、雇用形態の変化等、社会環境の変化と密接な関係があります。こうした状況が続くことは、若者本人にとっても社会にとっても大きな損失となります。

NPOは、若者が社会との接点を持ち、社会参加する一つのきっかけとなります。そして、自分自身の力を試し、互いに助け合う同世代のネットワークづくり、仲間づくりの場となることが期待されています。



### 3 千葉県行政の現状

千葉県においても、社会構造や人々の価値観の変化があり、ライフスタイルが多様化しています。さらに、少子高齢化や国際化に伴い、まちづくりや環境問題への対応などさまざまな課題が山積し、その結果、社会サービスは年々肥大化しています。

県行政はこれまで、こうした課題に対して、中心的な役割を担ってきました。しかし、幅広い分野で、画一的なサービスを提供するというこれまでのシステムでは、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できなくなっています。

一方で、県の財政見通しも、県税及び地方交付税を合わせた一般財源の伸び悩み、地方債の償還に係る公債費負担の増加、高齢化の進展による社会保障費の増加、大量退職時代の到来による退職手当の急増など、今後3年間は、毎年約800億円から1,000億円の財源不足が続くという非常に厳しい状況にあります。

今はまさに、課題解決に向けて、市民一人ひとりが地域づくりに主体的に参画するとともに、自ら実践していく時代です。

このため、県行政では、徹底した情報公開と市民参加による県づくりを進めてきました。

千葉県NPO活動推進懇談会の設置や千葉県NPO活動推進指針の策定などNPOの分野からはじまった市民主役・市民参加の手法が、今では、環境、まちづくり、健康福祉、農林水産、観光など、県行政のさまざまな分野で取り入れられ、市民が政策立案に参画し、自らも実行者となる千葉県づくりが始まっています。

本格的な少子高齢社会を迎える中で、暮らしを取り巻く社会環境は急速に質的変容を遂げており、子ども、障害者、高齢者を始め、外国人を含めたすべての人々が安心して生活できる地域社会を築かなければなりません。

そのために、市民自らが選択し、決定し、責任を持つ必要があります。そういう時代がきています。

県行政は、自立した財政基盤を確立し、その役割の見直し（推進役から調整役へ）を進め、市町村行政、企業、NPOなど多様な主体との役割分担や連携を進めていく必要があります。

このことが、結果として、県行政の構造改革を進めることにつながります。



### Ⅲ 千葉県のNPOの現状と課題

#### 1 NPOをめぐる制度の変遷

- 平成10年 3月：NPO法制定  
10月：千葉県特定非営利活動促進法施行条例制定  
12月：NPO法施行  
千葉県特定非営利活動促進法施行条例施行
- 平成12年 4月：介護保険制度施行
- 平成13年 9月：千葉県NPO活動推進懇談会発足  
10月：認定NPO法人制度<sup>※9</sup>施行
- 平成14年 10月：千葉県特定非営利活動促進法施行条例一部改正（審査期間の短縮）  
11月：「千葉県NPO活動推進指針」策定  
12月：NPO法の一部改正（活動分野の追加等）
- 平成15年 3月：「千葉県NPO活動推進指針」一部改訂  
4月：障害者支援費制度<sup>※10</sup>施行  
5月：改正NPO法施行  
6月：第一次千葉県NPO活動推進委員会発足  
7月：「県とNPOとの協働事業提案制度」制定
- 平成16年 2月：「千葉県パートナーシップマニュアル」作成  
3月：介護輸送<sup>※11</sup>に係る法的取扱について（ガイドライン）  
（厚生労働省・国土交通省通知）
- 平成17年 4月：認定NPO法人制度の一部改正（認定要件の緩和等）  
6月：第二次千葉県NPO活動推進委員会発足
- 平成18年 1月：千葉県初のNPO法人認証取消  
4月（予定）：介護保険制度の一部改正（新予防給付、介護予防事業）  
千葉県特定非営利活動促進法施行条例改正（電子申請、情報公開）

※9 認定NPO法人制度…NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益に資することについて、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた法人で、認定NPO法人への寄附に対する税制上の特例措置が講じられています

※10 障害者支援費制度…行政が障害者福祉サービスの受け手を特定し、サービス内容を決定するこれまでの「措置制度」にかわり、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者や施設との対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度

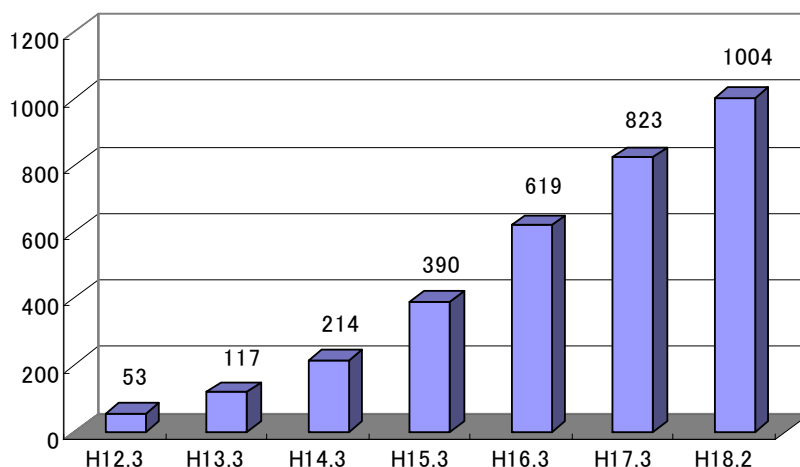
※11 介護輸送…介護保険法の居宅サービス事業者が介護報酬を受け取って行う要介護者の輸送のこと

## 2 NPOの現状

平成10年12月のNPO法の施行から7年が経過しましたが、千葉県が認証したNPO法人は、平成13年3月末に117団体だったものが、平成14年3月末は214団体と、年間で約100団体増えました。

さらに、平成14年11月に千葉県NPO活動推進指針を策定しましたが、その前後から急激に増加するようになり、平成15年3月末390団体、平成16年3月末619団体、平成17年3月末823団体と、年間約200団体ずつ増えており、平成18年2月には、1,000団体を超え、全国第4位となっています。

一方、NPO法人に任意団体を含めた県内のNPOの数は、平成16年9月現在で、県行政が把握しているだけでも約2,700団体あり、現在は3,000を超えていると推測されます。



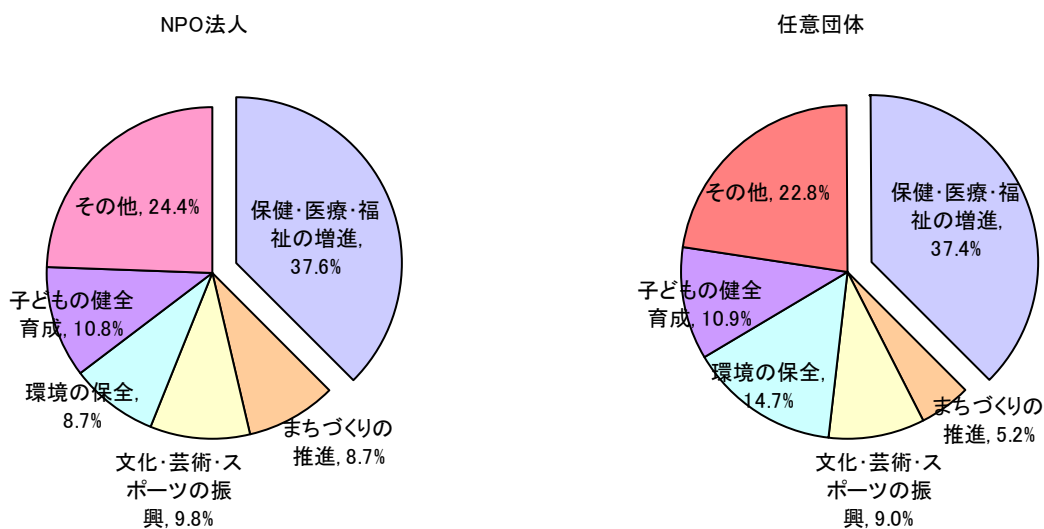
千葉県知事認証NPO法人数の推移

県内のNPOの現状について、平成17年度県とNPOとの協働事業として実施した「NPO活動実態・意向調査」（平成17年10月実施）からは、次のような結果が出ています。（P66～73参照）

### ① 主たる活動分野

NPO法人、任意団体のいずれも、「保健・医療・福祉の増進」の分野で活動する団体が約4割と最も多くなっています。なお、任意団体は、NPO法人と比較すると、環境保全の分野の活動の割合が多くなっています。



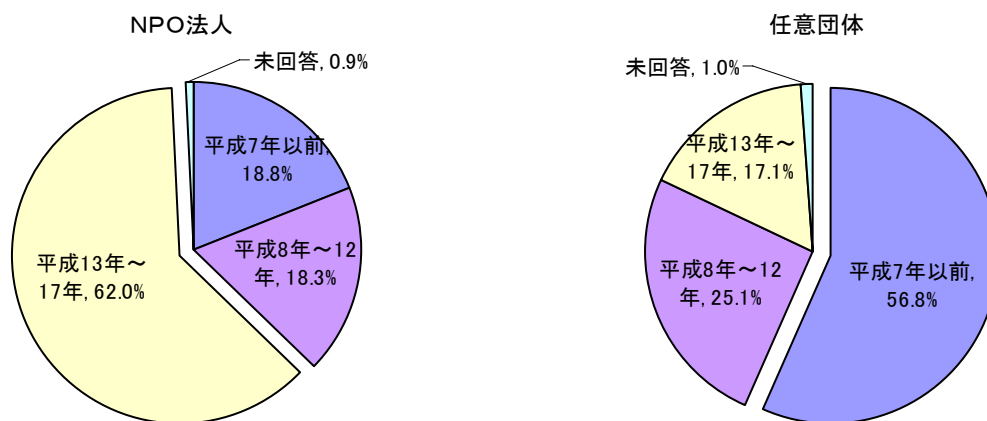


## ② 活動地域

NPO法人、任意団体のいずれも、「一つの市町村」で活動する団体が最も多く、次いで「複数の市町村」となっており、限られた地域で活動する団体が多くなっています。

## ③ 活動開始時期

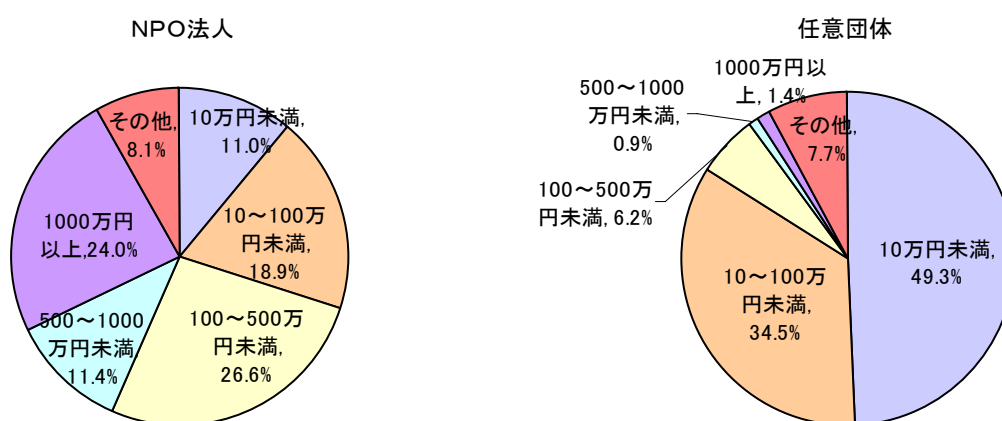
NPO法人は、平成13年以降に活動を開始した団体が約6割で最も多く、任意団体は、活動を開始して10年以上の団体の割合が過半数を占めています。



#### ④ 財政規模（支出）

直近の事業年度（1年間）における財政規模（支出）については、NPO法人は、100万円～500万円未満の団体と1,000万円以上の団体を合わせると過半数を占めています。一方で、100万円未満の団体も3割近くあり、財政規模の小さい団体の割合は前回の調査（平成14年8月）より増えています。

任意団体は、100万円未満の団体が約8割であり、半数近くは10万円未満の団体となっています。



#### ⑤ 主な収入源について（複数回答）

NPO法人は、会費、自主事業、寄付金の順となっています。任意団体は、会費、行政からの補助金、寄付金の順となっています。

#### ⑥ 活動する上で困っていること（複数回答）

NPO法人は、「活動資金が不足している」が約6割で最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」が約4割となっています。

また、任意団体は、「特定の個人に責任や作業が集中する」が最も多く、次いで「メンバー・会員の高齢化や世代・男女の片寄りがある」、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」、「新しい会員が入ってこない」の順でいずれも3割を超えています。

#### ⑦ 県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「住民税等の減免措置」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」の順で、約4割となっています。

任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約4割と最も多くなっていますが、「県からの支援は必要ない」とする団体も約2割となっています。

### ⑧ 市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「住民税等の減免措置」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」が4割を超えています。

任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約4割と最も多く、次いで「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」の順で約3割となっています。

県からの支援として必要なものと比較すると、いずれも活動拠点の場の提供の割合が高くなっています。

### ⑨ 自治体（県・市町村）との協働について

NPO法人は、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が約5割、「実施したことがあります、今後も実施していきたい」が約3割となっており、8割以上が協働事業を実施する意向があります。

任意団体は、「実施したことがあります、今後も実施していきたい」が約4割、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が約2割となっており、約6割が協働事業を実施する意向があります。

また、県と市町村のいずれと協働したいかでは、NPO法人では、「どちらとも協働したい」とするのが約6割、「市町村と協働したい」とするのが約2割となっています。

任意団体は「市町村と協働したい」、「どちらとも協働したい」がそれぞれ約4割となっています。「県と協働したい」とするのは、NPO法人、任意団体のいずれも低い割合となっています。

### ⑩ 他団体との連携について

NPO法人は、「既に連携しており、今後も連携していきたい」が半数近くで最も多く、次いで「現在は連携していないが、今後連携していきたい」が約4割であり、合わせて9割が他団体との連携の意向があります。連携の相手としては、多い順に、他のNPO、企業、学校・教育機関、自治会・町内会、社会福祉協議会、財団・社団となっています。

また、任意団体も約6割が他団体との連携の意向があるとしています。一方、「連携は必要ない」とする団体も約2割あります。



### 3 NPOの課題

- NPO法人の約4割は、「保健・医療・福祉の増進」の分野での活動であり、他分野と比べると財政規模が大きくなっています。高齢者福祉に関わる団体は、介護保険制度の開始とともに年々事業高が伸びてきています。また、障害者支援に関わる団体は、障害者支援費制度の開始から事業高が伸びてきています。  
今後、介護保険制度の改正が予定されており、NPOが取り組んでいる居宅介護サービス、家事援助サービスなどは、現行の介護保険制度の要支援・介護度1の対象者が多く、改正後は制度外の事業となるために、事業費の確保が課題になると思われます。地域では、介護保険指定事業者として民間企業なども進出している状態で、既存地域での利用者の確保にはサービスの質の向上、工夫が必要となっていきます。
- 財政規模で見ると、前回調査から3年が経過し、法人数は伸びてきていますが、割合はあまり変化が見られません。これは、NPOの特徴でもある人件費や報酬にとられないボランティア志向で運営する団体が一定の割合で存在するからと思われます。さらに、高齢者福祉や障害者支援に関わる団体の事業費が伸びてきている一方、財政規模の小さい団体の割合も増えており、財政規模については二極化してきています。
- 任意団体は活動開始から10年以上の団体が半数以上を占めていますが、NPO法人は、活動経験が5年未満の新しい団体の割合が最も多い状況です。団体設立当初は、活動がスムーズにはいかないことも多々あることから、活動経験が長くなるに従って、今後の活動展開に期待できるものと思われます。
- 多くのNPOが活動する上で困っていることに「活動資金の不足」を挙げています。また、県行政、市町村行政、民間のNPO支援組織からの支援で必要なものとして、多くのNPOが資金援助を挙げていることから、財政基盤を確保するためには、効果的な自主事業の実施、補助金や助成金の活用など、一層の工夫が必要です。
- NPOの多くは、県行政や市町村行政からの支援を望んでいます。市町村行政でのNPO支援施策等の充実が必要です。
- NPOの多くが自治体との協働を望んでいますが、制度として確立している自治体は少なく、今後は協働を育む環境整備が課題になると思われます。

## Ⅳ 第一ステージ（平成14年度～17年度）の 成果と課題

### 1 成果

千葉県では、市民の自発的な活動が日本で最も活発になるよう「NPO立県千葉の実現」を目指して、NPOと県行政の協働の仕組みづくりをはじめとして、さまざまな施策展開を図ってきました。

これらを進めていく上での基本的な視点は、「市民主役」と「市民参加」です。

さまざまな施策を、白紙の段階から市民とともに作り上げていく手法によって、市民の県政への参画を進めてきました。

また、市民が、NPO活動を行うことにより、地域の課題を自立的にいきいきと解決していく「市民が主役の地域づくり」ができる環境を整えてきました。

#### これまでの主な取組み

##### ① 千葉県NPO活動推進指針（平成14年11月策定）

「NPO立県千葉」を実現するための基本方針（6つの基本原則と9つの指針）を明らかにし、「NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決の力を強化する」という目的を達成するための具体的な行動計画（平成15年度～17年度）を盛り込んでいます。

従来の計画や指針づくりにおいては、県行政が案を作り、それについて市民から意見を聴き、成案にしていくという県行政主導で行われてきましたが、この指針は、それを転換して、白紙の状態から市民・NPO主導で作上げたものです。

この指針の徹底した情報公開と市民参加による策定プロセスは、市民が県政に参画するための重要な手法のひとつになっています。

この手法が、福祉の分野において「健康福祉千葉方式」として採用され、さらには次世代育成や高齢者福祉の計画づくり、また、まちづくり、里山、農業や漁業の分野にも広がりました。

市民主体の地域づくりがNPOから始まったという意味で、県政全体に与えた意義は極めて大きいといえます。



## ② 千葉県パートナーシップマニュアル（平成16年2月作成）

このマニュアルは、県行政がNPOとのより良いパートナーシップを築いていくための統一したルールとして作成したものです。県職員向けの百科事典的な実務手引書であるとともに、市民・NPOにとっても県行政との協働のガイドラインとなっています。

県職員、県内の市町村職員やNPO関係者のみならず、全国の自治体でも活用され、さらに国の会議でも取り上げられています。

また、このマニュアルも、NPOと県行政のパートナーシップで作上げたもので、その作成過程も含め、県職員がNPOを理解する貴重な契機となっており、県職員の意識改革へとつながっています。



## ③ ちばパートナーシップ市場（平成15年度～）

ちばパートナーシップ市場は、県行政とNPOとが協働することによって、相乗効果が期待できる事業をNPOから公募し、採択された事業を予算化し、翌年度に協働事業として実施するものです。

これまでは、県行政が事業を決めて、予算化し、事業の実施段階で初めて市民の参加を求めるといった仕組みでした。この事業は、計画段階からNPOと県行政が情報交換、意見交換を行って、NPOの提案をもとに、協働して事業を組立て、予算を要求し、そして、事業を実施していくという、まさに真の市民参画の仕組みです。その結果、県行政とNPOとの協働が進展しつつあります。



また、この中で、県の課題について県行政とNPOが意見交換を行ってきたことにより、全庁的にNPOに対する理解が促進されています。

この意見交換会を契機に、NPOと県行政との協働がさまざまな場面で広がっています。

これらの取り組みにより、「NPOと県行政の協働の仕組み」はNPOからも高い評価を受けるまでになっています。

## ④ 県・市町村・NPOがともに築く地域社会事業（平成15年度～17年度）

地域の課題解決に取り組むNPOに、県行政と市町村行政が一緒になって協力する全国初のモデル事業です。

これまで、四街道市、我孫子市（15～16年度）で実施し、現在は、市原市、浦安市

(16～17年度)、栄町、西印旛沼流域(17年度)で実施しています。

県行政と市町村行政とNPO、そして市民が協力して地域づくりがはじまり、そこで多くの人が出会い、さらに次の活動へと展開していくということがそれぞれの市町村のレベルで起こっています。

NPOと県行政、市町村行政とのパートナーシップが進展し、また、NPOと地域のさまざまな主体とのネットワークが構築されてきており、それが地域の課題解決力の向上につながっています。



#### ⑤ NPO活動推進自治体フォーラム(平成16年度～)

NPO施策を推進する自治体が一堂に会して、NPO活動の推進を目的に議論する、全国初の「NPO活動推進自治体フォーラム千葉県大会」を平成16年10月に千葉市幕張で開催しました。

このフォーラムをきっかけとして、全国の自治体にネットワーク参加の呼びかけを行い、都道府県、市町村の枠を超えた200に及ぶ自治体の参加を得て、平成17年11月に「NPO活動推進自治体ネットワーク」を立ち上げました。



このネットワークは、全国の自治体が、NPO、企業、市町村行政、県行政、国などさまざまな主体の役割分担や協働のあり方等の課題や、NPO施策の具体的な実践におけるビジョンや戦略及びその成果等を共有し、議論することにより、それぞれの施策や地域づくりに反映させていくことを目的としています。

#### ⑥ NPO法運用マニュアル(平成18年3月作成)

所轄庁としてNPO法の適正な運用を図るとともに、NPO法人に対して法運用の透明性を高めることなどを目的に、NPO法に関する全国初の本格的な解説書を作成しました。

このマニュアルは、NPO法の制定趣旨、現場の実務、市民の視点による意見やNPO法制定に参画した専門家の検討を踏まえたもので、なかでも、NPO法という法律を自治体が率先して、詳細に解説したところに最大の特徴があります。

## これらの取組みによりもたらされた成果

### ① NPOから始まった市民参加による計画づくりが全庁に広がっている

徹底した情報公開と市民参加により、白紙の状態から市民・NPO主導で「千葉県NPO活動推進指針」などを策定してきましたが、このNPOからはじまった市民主導の計画づくりや協働による施策の推進という県政運営の手法は、県行政の各部局に広がり、今や「千葉モデル」、「千葉方式」として高い評価を得ています。

### ② NPOと県行政の協働の仕組みがNPOから高い評価を得ている

県とNPOとの協働事業の仕組みである「ちばパートナーシップ市場」やNPOと県行政とがより良いパートナーシップを築いていくための県庁内の統一したルールである「千葉県パートナーシップマニュアル」により、全国27のNPOが実施した調査において、都道府県の中で、協働環境が整備されている県として最も高い評価を受けています。

### ③ 全国のNPO施策のモデルとして高い評価を受けている

「千葉県パートナーシップマニュアル」や自治体が作成するNPO法に関する全国初の本格的な解説書である「NPO法運用マニュアル」が全国からモデルとして注目されています。

### ④ NPO法人の数及び事業規模が大きく伸びている

千葉県の認証NPO法人数は、平成14年3月末に214だったものが、平成17年3月末には823と約3.8倍に増え、同じ時期の全国の伸び（約3.2倍）を上回り、全国で4番目に多い法人数となっています。

また、NPO法人の事業規模（事業報告書記載の支出合計）も13年度の17億円から、16年度には77億円と約4.5倍になっています。

その後も着実にNPO法人数は増え続けており、法人に限らず市民の自発的な活動は活発に展開されています。



これらのことから、「市民主役・市民参加のための仕組みづくりができ、NPO活動が活発になり、NPO立県千葉の実現は着実に進んでいる」といえます。





## 2 課題

こうした施策・事業の成果が県内にどのような影響をもたらしているのかを知るために、県では、県民、NPO、県政モニター、県職員、市町村行政を対象に、アンケート調査やタウンミーティング、世論調査を実施しました。

- 県職員に対して実施した「NPOに関する職員アンケート調査」（平成16年12月実施）の結果では、NPOに対する印象については、肯定的な見方と否定的な見方が半ばしており、NPO活動が盛んになることへの期待についても半数程度となっています。

また、NPOとの協働については、約6割の職員が推進すべきだとする反面、4分の1の職員が積極的に推進することに疑問を感じています。

平成15年度に実施した前回調査と比較すると、県職員のNPOに対する不信感のようなものが増しており、これまでのNPO施策や事業に、県庁内の理解が十分には得られていないことがうかがえました。（P55～58参照）

- 市町村行政においては、NPOとの協働やNPO支援を積極的に展開しているところがある一方、自治会・町内会などの既存の社会サービス提供団体が地域づくりに十分機能しているとして、NPO活動に関する担当部署がないところがあるなど、NPO活動推進施策の取組みは地域によって大きな違いがあり、全県的なNPO活動の推進に至っているとはいえない状況です。（P59～62参照）

県行政と市町村行政がともに県内各地域でのNPO活動の推進を積極的に図っていくことが大きな課題であると考えられます。

- 県民を対象に実施した「県政に関する世論調査」（平成17年8月実施）の結果によると、「市民活動団体を知っているか」との問いに対して、「身近で活動する団体を知っている」と回答しているのは5人に1人であり、「新聞やテレビでは聞くが身近な団体は知らない」が6割近くを占め、市民活動団体（NPO）が県民にとって、まだ十分には身近な存在となっていないことがうかがえます。

また、市民活動への参加経験は、身近で活動する団体を知っていると答えた人の半数を超えていますが、それでも全体から見ると約1割にとどまっています。

今後の市民活動の発展への期待については、「期待している」が半数以上を占めており、県民の市民活動に対する期待度は高いといえます。（P63～65参照）

これらの調査やタウンミーティングなどを実施した結果から、次の課題があり、地域によってNPOに対する意識や取組みに大きな違いが見られ、「地域の人たちにその成果が十分には伝わっていない」ということがわかりました。

### ① NPO自身の事業力、自立する力がまだ弱い

福祉、環境、子育て、まちづくり、国際協力などさまざまな分野で柔軟に活動するNPOですが、千葉県においても指針策定後、NPO活動を推進するために各種施策を実施してきました。その効果もあり、各種アンケートでもNPO活動が活発になり、さらにNPO法人数は急激に増加しました。

今後一層市民の信頼を得て、NPOの自主的・自律的な活動が継続的に展開されるように、NPO自らがその事業力（人材育成力、広報力、組織力、資金調達力、ネットワーク力及び事業開発力）を向上させ、自立していく必要があります。

### ② NPOと地域のさまざまな主体との多角的なパートナーシップが築かれていない

NPOが地域で理解されるようになり、市町村行政や学校などとの連携が見られるようになってきましたが、さまざまな主体との連携においては、まだ十分には広がりは見られません。

NPOが課題解決に取り組むとき、NPOと市町村行政、地域の社会福祉協議会、自治会・町内会、学校、企業などとの多角的なパートナーシップを築いていく必要があります。

### ③ NPOが地域の人たちや行政職員に十分には理解されていない

新聞やテレビなどでNPOが取り上げられる機会が多くなっていますが、身近な団体は知らないなど、NPOが市民にとって、まだ十分には身近な存在となっていません。また、県職員や市町村職員もNPOについての理解不足が指摘されています。

市民や行政職員がNPOを正しく理解して、NPO活動が生み出す成果を多くの市民が共有できるようにしていく必要があります。

身近な市民ニーズをよりきめ細かくとらえたNPO活動が、各地域において促進されることが重要です。

そして、NPO活動の活性化により市民生活が豊かでいきいきとしたものになることが最終的な目標です。



「NPO立県千葉の実現」に向けた取組みは、一定の成果をあげつつも、市民の視点に立ったより良い地域づくりの実現については道半ばとなっています。

## V 第二ステージ（平成18年度～20年度）の目標

NPOは、行政の機能を補完するために存在するものではありません。NPOは、市民の発意に基づき、市民によって担われ、市民のために活動する自立した組織です。

NPOの持つ主体性・独立性・独自性を損なうことなく、NPOがその専門性・多様性等を最大限に生かせるように、徹底した情報公開と市民参加により、環境整備を進めていくことが県行政の役割です。

市民の支持を受けた、自立した主体としてのNPOの自立した活動が継続的に展開されることが、より良い地域づくりを推進します。

第一ステージで育まれた「市民主役・市民参加」のための仕組みをさらに発展させるとともに、NPO活動が生み出す成果をより多くの市民が共有できるようにしていきます。

そのためには、これまで県行政が作り上げてきたNPOと行政の協働の仕組みをさらに充実・発展させるとともに、社会全体でNPO活動を支えていくことも重要です。

このため、市民のNPOについての一層の理解促進とNPO活動への参加の促進を図るとともに、民が民を支える仕組みづくり、すなわち、市民がNPOを支える仕組みづくりを支援していく必要があると考えます。

そこで、これまでの取組みから明らかになった課題を解決していくため、NPO立県千葉の実現に向けた第二ステージとなる平成18年度から20年度までの3年間に達成すべき次の2つの目標を立てました。

県行政は、NPOや、市町村行政をはじめとするさまざまな主体との連携と役割分担のもと、NPOの自主性を尊重しながら、NPOの自主的・自律的な活動が継続的に展開されるような環境づくりを推進していきます。



## 【目標Ⅰ】

### 市民・NPO主導による地域の課題解決力の強化

NPOの自立を促進し、NPO自らがその事業力を強化することや、NPOが市町村行政、企業等とのパートナーシップを構築することを支援します。

また、市民がNPOの活動や成果を実感し、自らがNPOを通して社会的課題に取り組む機運を醸成します。

そして、課題解決に対する具体的成果を蓄積し、全県下に広めていきます。

#### ①NPOの事業力強化

- ・NPOの自主的・自律的な活動が継続的に展開されるように、NPOの自立を促進し、NPO自らがその事業力（人材育成力、広報力、組織力、資金調達力、ネットワーク力及び事業開発力）を強化することを支援します。

#### ②さまざまな主体との連携

- ・NPOが、市町村行政、公益法人、組合、自治会、町内会、教育・学術研究機関、企業等さまざまな主体とパートナーシップを構築することを支援します。
- ・NPO同士の競争やNPOと企業等との公正な競争が実現できる環境の構築を目指します。
- ・地域が抱えている社会的課題を明確にし、それをNPOと市民やさまざまな主体が共有し、包括的にその課題に取り組みます。

#### ③市民のNPO活動への参加の促進

- ・地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に合った、NPOに対する市民の理解や関心を促す普及啓発を行って、市民がNPOの活動や成果を実感し、NPO活動に参加する機会を提供することにより、市民自らが社会的な課題に取り組む機運を醸成するとともに、NPOが活動しやすい環境づくりを推進します。

#### 【目標を達成することにより得られる成果】

- ・NPOがその事業力を強化し、社会が直面するさまざまな課題を多様な手段により解決していくことにより、NPOに対する市民の理解や信頼が得られ、NPO活動が生み出す成果を、より多くの市民が共有できる社会がつけられます。
- ・NPOが他団体と連携することが増えることにより、さまざまな主体が役割分担し、相互に連携・協働することによって、さまざまな課題を解決することのできる地域社会がつけられます。
- ・NPO活動に参加する人が増えることにより、「個人の自己実現」が図られ、地域の中で自分らしく誇りと自信を持って生活しているという社会がつけられます。

## 【目標Ⅱ】

### パートナーシップ型行政の発展

社会サービスの担い手であるNPOと行政が対等で緊張感のあるパートナーシップを強化し、社会的課題に取り組む「パートナーシップ型行政」をさらに推進していきます。

また、市町村行政と連携・協力し、NPO活動推進施策の取組みに対する地域格差を解消し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

#### ①NPOとの協働の推進

- ・ NPOとの協働の領域を確立し、千葉県パートナーシップマニュアルを基本ルールとし、NPOとの協働を積極的に進めます。
- ・ 県職員の意識改革を一層促進し、パートナーシップ型行政を強化します。

#### ②市町村行政との連携・協力

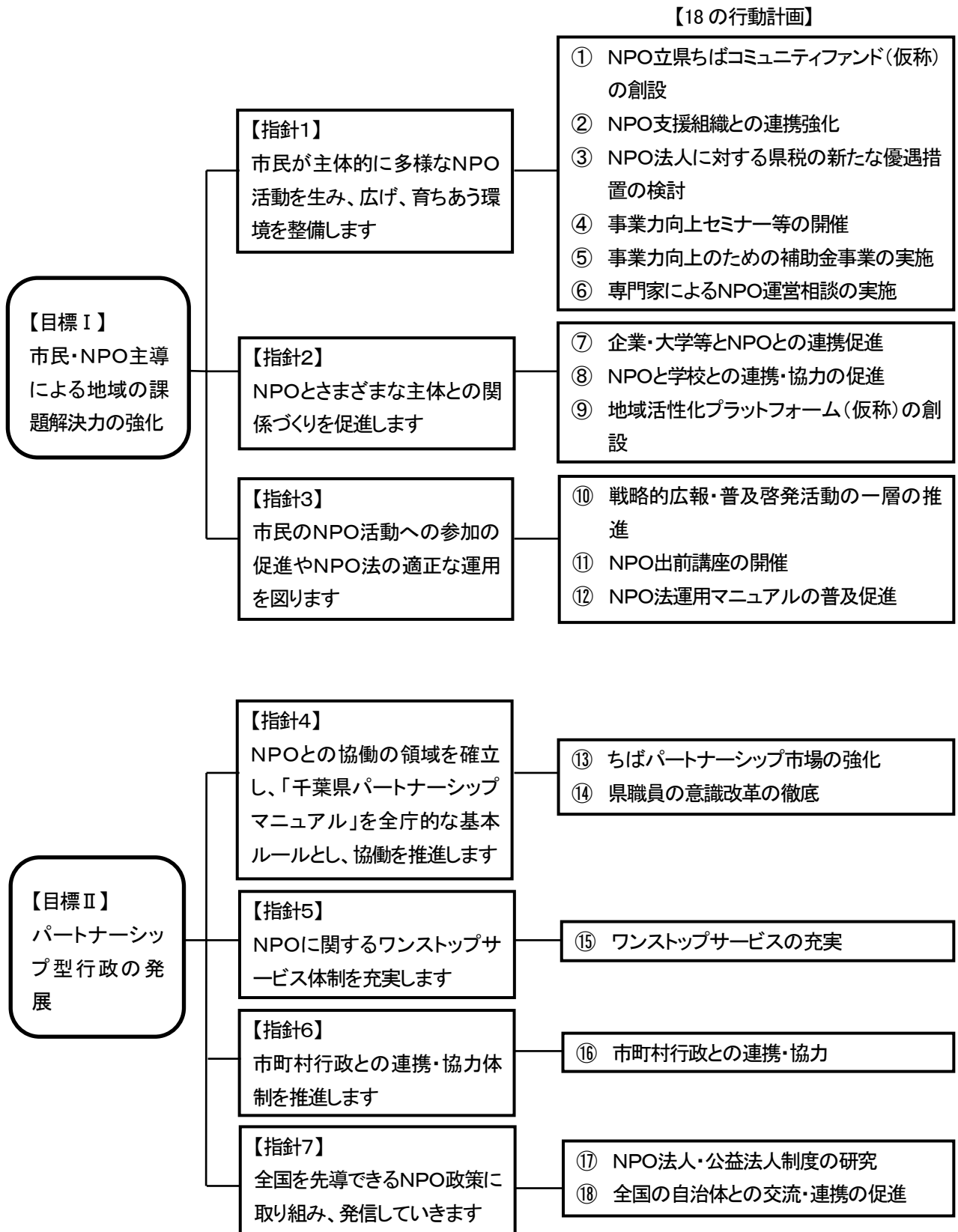
- ・ 市町村行政の取組みを尊重しながら、市町村行政と連携・協力し、地域の実情に応じたNPO施策を推進します。

#### 【目標を達成することにより得られる成果】

- ・ NPOと行政とのパートナーシップが推進されることにより、市民が積極的に政策を提案し、意見を述べ、責任をもって参画し、また自ら地域課題を解決していく「市民が主役の地方分権型社会」がつくられます。



千葉県NPO活動推進計画 施策体系



## VI 指針

今後、「NPO立県千葉の実現」のための新たなステージに踏み出すこととなりますが、2つの目標を達成するための道標となる7つの指針を定めました。

県内のNPO活動を推進していくためには、NPO活動が生み出す成果を市民が共有していくことが重要となります。

まず、市民・NPOによる地域の課題解決力のより一層の強化を図るため、市民自らがNPO活動に取り組み、育てることができる環境を整備することやNPOとさまざまな主体との連携を促進する施策を展開していく必要があります。

さらに、千葉県パートナーシップマニュアルの普及などによるNPOとの協働の推進や県職員を対象とした研修の実施など、職員の意識改革をより一層促進していく必要があります。

また、市町村行政の主体性を尊重しつつ、市町村行政による取組みを促進していくことや、市民に対してNPOについての一層の普及啓発を図り、地域格差を解消していくことが大切です。

なお、これら県行政のNPO施策に関しては、全国のNPO政策を先導できるよう、個性的で斬新な取組みを引き続き進めるとともに、企画・実施・評価の各段階で徹底した情報公開と市民参加に努め、市民の意見や提案を反映させていきます。

### 【指針1】

市民が主体的に多様なNPO活動を生み、広げ、育ちあう環境を整備します

NPOの自主性を尊重し、NPO活動が自立的、継続的に発展していくための環境を整備します。また、NPO支援組織<sup>※12</sup>の役割の重要性を認識し、連携を強化します。

#### (行動計画)

- ・ NPO立県ちばコミュニティファンド（仮称）の創設
- ・ NPO支援組織との連携強化
- ・ NPO法人に対する県税の新たな優遇措置の検討
- ・ 事業力向上セミナー等の開催
- ・ 事業力向上のための補助金事業の実施
- ・ 専門家によるNPO運営相談の実施

<sup>※12</sup> NPO支援組織・市町村の市民活動支援センター、ボランティアセンターや民間のNPO支援センターなど、NPO（活動）を支援している団体等をいいます

**【指針2】****NPOとさまざまな主体との関係づくりを促進します**

相互理解、パートナーシップ、競争という視点をもって、NPOとさまざまな主体（市町村行政、公益法人、組合、自治会、町内会、教育・学術研究機関、企業等）との、相互理解、情報交換、協働、ネットワーク、競争などのさまざまな関係づくりを促進します。

**（行動計画）**

- ・企業・大学等とNPOとの連携促進
- ・NPOと学校との連携・協力の促進
- ・地域活性化プラットフォーム（仮称）の創設

**【指針3】****市民のNPO活動への参加の促進やNPO法の適正な運用を図ります**

NPO法やNPO活動について、市民に正しく理解してもらい、NPO活動への参加を促進するため、出前講座の実施や効果的・戦略的な広報などにより、一層の普及啓発を図るとともに、NPO法の適正運用に努めます。

**（行動計画）**

- ・戦略的広報・普及啓発活動の一層の推進
- ・NPO出前講座の開催
- ・NPO法運用マニュアルの普及促進

**【指針4】****NPOとの協働の領域を確立し、「千葉県パートナーシップマニュアル」を全庁的な基本ルールとし、協働を推進します**

NPOと県行政の関係は、お互いに独立した別個の存在であるということが基本です。県行政は、その業務を外部委託、協働、独自領域に区分し、NPOと協働する領域を確立し、千葉県パートナーシップマニュアルを全庁的な基本ルールとし、NPOとの協働を積極的に推進します。また、研修会や学習会の実施、千葉県NPO活動推進会議を活用し、県職員の意識改革を促し、パートナーシップ型行政を強化します。

**（行動計画）**

- ・ちばパートナーシップ市場の強化
- ・県職員の意識改革の徹底



**【指針5】****NPOに関するワンストップサービス体制を充実します**

縦割り行政の弊害を減らすために、県行政、市町村行政及び国のNPO関連情報をNPO活動推進課で一元化し、情報提供するなど、NPOに関するワンストップサービス体制を充実します

**(行動計画)**

- ・ワンストップサービスの充実

**【指針6】****市町村行政との連携・協力体制を推進します**

地方分権が進展する中、県行政と市町村行政の役割分担が求められています。NPO活動の成果を地域へ浸透させていくためには、NPOにとって身近な市町村行政の理解と積極的な取り組みが必要です。市町村行政の取り組みを尊重し、共同研究等を通じて、その取り組みを支援するとともに、市町村行政と連携・協力、役割分担を図りながら、地域の実情に応じたNPO施策を推進します。

**(行動計画)**

- ・市町村行政との連携・協力

**【指針7】****全国を先導できるNPO政策に取り組み、発信していきます**

県行政が全国のNPO政策を先導できるよう、NPO法人・公益法人制度の研究など、個性的で斬新な取り組みを進めます。また、全国の自治体とネットワークを組み、NPO施策を積極的に推進します。

**(行動計画)**

- ・NPO法人・公益法人制度の研究
- ・全国の自治体との交流・連携の促進



## Ⅶ 行動計画

この推進計画の目標を達成し、NPO立県千葉の実現を目指すため、県行政は18の行動計画を定め、平成18年度から20年度までの3か年で実施します。

行動計画の実施にあたっては、千葉県NPO活動推進委員会において十分に協議し、NPOの発展段階や地域の実情に配慮するとともに、多くの市民・NPOや市町村行政をはじめとするさまざまな主体の参加と協力を得ながら取り組んでいきます。

さらに、県行政の政策評価制度を踏まえながら、より市民参加を重視したNPO施策の評価のあり方を検討します。また、毎年度、「千葉県のNPO活動推進に関する報告書」を作成・公表し、タウンミーティングを開催するなど、市民参加を進め、市民の意見や提案を県行政のNPO施策に反映します。

なお、行動計画を具体化するため、3か年の実施計画を作成し、毎年度、点検や見直しを行います。

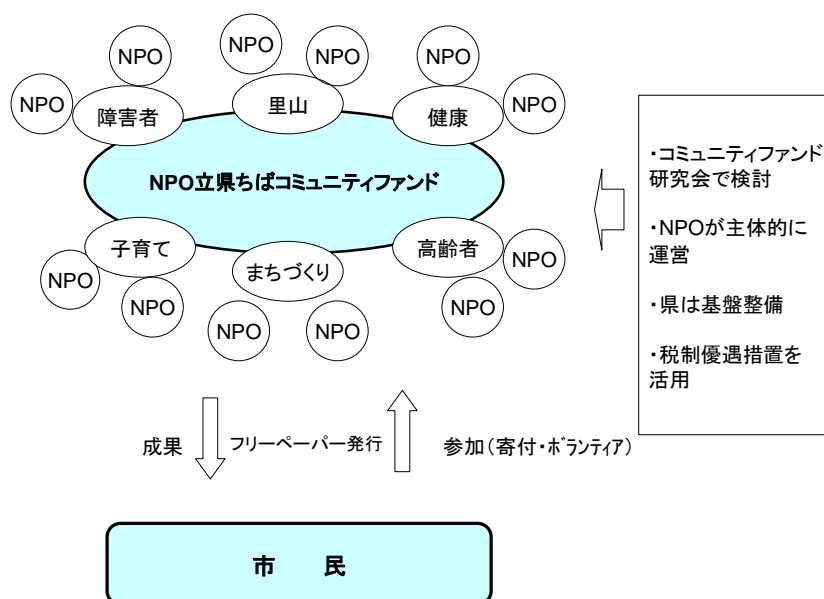
### 1 NPO立県ちばコミュニティファンド（仮称）の創設

市民によるNPOの自立的活動への支援を促進するために、NPOと協働して、民間企業や個人など幅広い層から寄附を集めたり、NPO自ら資金を作る仕組みを研究します。

そして、その受け皿として、NPOへの助成や融資を行う、市民・NPO主導の「NPO立県ちばコミュニティファンド（仮称）」を創設します。

また、ファンドの研究と併せて、県行政からの補助金のあり方を見直していきます。

（イメージ図）



## 2 NPO支援組織との連携強化

NPO支援組織は、NPOが地域のさまざまな主体と連携し、地域課題を解決していくための、NPOと市民、NPOとNPO、NPOと行政・企業等との仲介役、調整役として重要な役割を果たすことが期待されています。

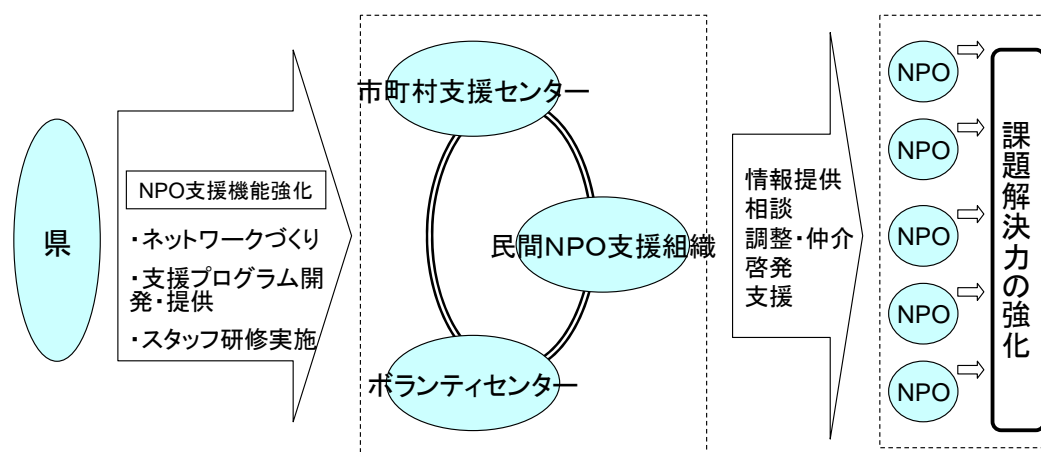
また、情報収集・提供、相談、資源や技術の仲介、人材育成、マネジメント能力の向上支援、啓発、ネットワーキング、コーディネート、調査研究、政策提言などの機能が求められています。

NPO支援組織には、NPOを支援するNPOや、子ども、環境、里山、福祉など分野別のネットワーク組織も含まれます。

そこで、市町村の市民活動支援センター、ボランティアセンター及び民間のNPO支援組織等で構成する「市民活動支援センター会議（仮称）」を設置し、情報交換・意見交換やスタッフ研修の実施、NPO支援組織のパワーアッププログラムの共同開発など、NPO支援組織の機能が果たせるよう効果的な支援を行います。

そして、NPO支援組織と連携し、地域の特性に応じたNPO支援ができる体制を整えます。

(イメージ図)



### 3 NPO法人に対する県税の新たな優遇措置の検討

NPO法人に対する県税の優遇措置については、すでにNPO法人で収益事業を行わない団体に対して、法人の申請により県民税の均等割を減免しています。

財政状況の厳しいNPO法人の活動基盤の確立を支援し、NPO法人の健全な発展を促すため、他の公益法人等との税負担上の均衡を著しく失しない範囲において、NPO法人に対する県税の新たな優遇措置について検討します。

### 4 事業力向上セミナー等の開催

NPO自らが、その事業力（人材育成力、広報力、組織力、資金調達力、ネットワーク力及び事業開発力）を向上していこうとする際には、成功しているNPOの事例から学ぶことが重要です。

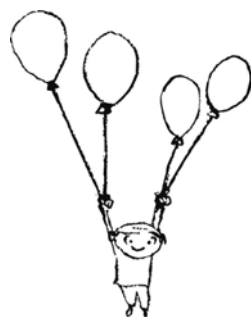
そこで、セミナー（講座）を開催し、専門家による講義やワークショップ、地域で活躍しているNPOや行政をはじめとする他の団体と連携・協働しているNPOの活動事例などを学ぶことを通して、NPOの事業力の向上を支援します。



### 5 事業力向上のための補助金事業の実施

新しい社会サービスを提供する担い手としてのNPOの自立を促進し、継続的・自発的な活動を支援して、県内のNPO活動全体の活性化を図るため、NPOの人材育成など組織の運営体制の強化や既存事業の拡大・発展、新たな事業展開、他の団体と連携した取組みに必要な経費の一部を補助します。

なお、選考の公平性や透明性を高めるため、選考委員会委員の一部を公募します。



## 6 専門家によるNPO運営相談の実施

多くのNPOは、資金不足や人材不足などにより、活動や団体運営に悩みを抱えている現状にあります。

そこで、NPOの事業力を強化するため、税理士会、社会保険労務士会等関係団体の協力を得ながら、税理士や社会保険労務士などの専門家や、NPOの運営相談に精通しているNPOスタッフによる個別運営相談会を市町村市民活動支援センターと連携して県内各地で開催します。

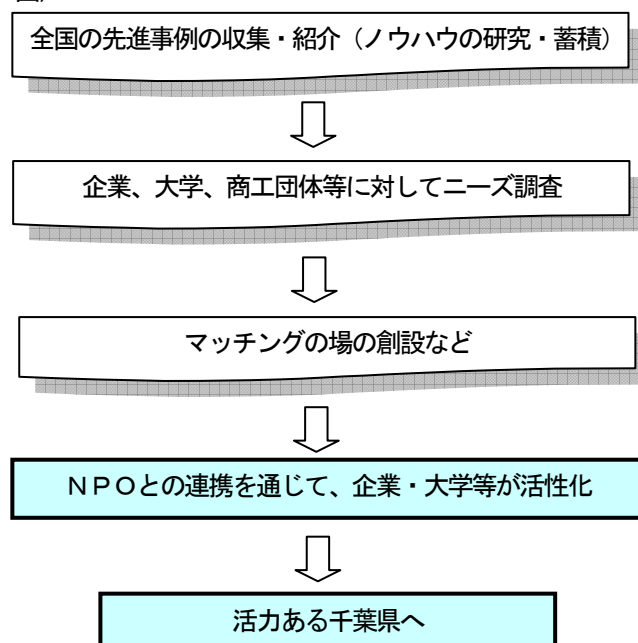
## 7 企業・大学等とNPOとの連携促進

企業や大学等がNPOと連携し、新しいサービスや産業を創出していく期待が高まっており、全国でもいくつかの先進事例が生まれてきています。

そこで、全国の先進事例の情報を収集し、紹介するとともに、企業、大学等の教育・学術研究機関、社会福祉協議会、農商工業団体など民間の諸団体に対して、NPOとの連携や協働についての意識調査を実施します。

さらに、これらの団体とNPOとの交流・出会いの場を提供し、NPOとさまざまな主体との相互理解、情報交換、連携・協働などの促進を支援します。

(イメージ図)



## 8 NPOと学校との連携・協力の促進

小・中学校や高等学校においては、地域と連携した取組みが進められていますが、NPOとの連携については、相互理解の不足等から十分には進んでいない状況にあります。

そこで、地域におけるNPOの役割の重要性を学校関係者に理解してもらうために、県教育委員会と連携を図りながら、千葉県総合教育センター等において管理職を含む教職員を対象にNPOに関する研修を実施します。

また、NPOと学校等の連携事例集を作成し、学校関係者に活用してもらうことにより、学校教育活動のさまざまな分野においてNPOと学校が連携・協力するための環境づくりを促進します。

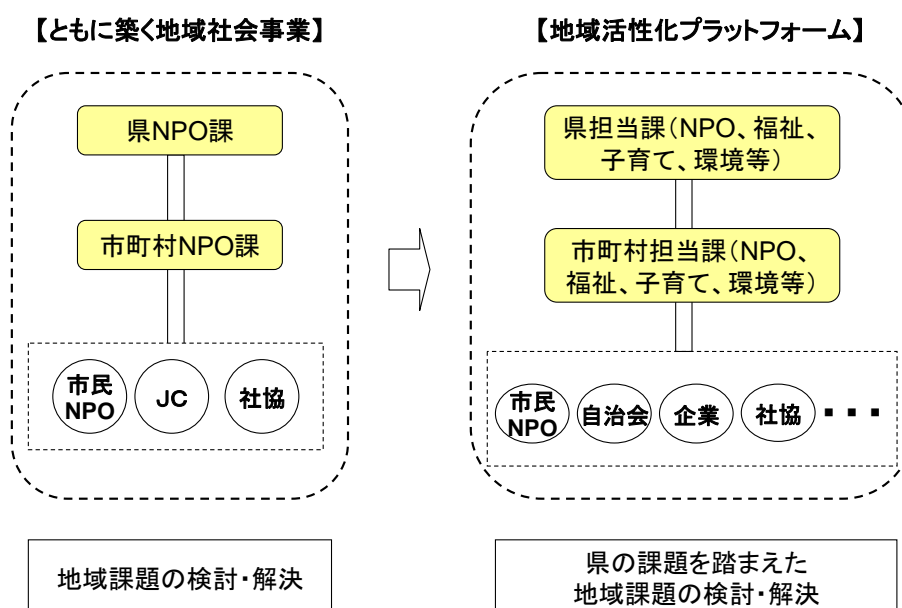
## 9 地域活性化プラットフォーム（仮称）の創設

県行政がこれまで実施してきた「県・市町村・NPOがともに築く地域社会事業」（P25～26参照）の成果を踏まえ、県の重要課題等の中から、県行政や市町村行政の関係各課が横断的に連携し、市民・NPOを軸とした地域のさまざまな主体が協力して、地域において取り組むべき課題を検討します。

そして、市民やNPO等が中心となって、さまざまな主体と連携しながら、その課題解決に結びつく事業を実施します。

これらを通じて、市民・NPO自らが連携して、地域課題の把握、解決手法の検討から具体的な活動に取り組む仕組み「地域活性化プラットフォーム（仮称）」を構築します。

（イメージ図）



## 10 戦略的広報・普及啓発活動の一層の推進

NPO活動がより活発に展開されていくためには、市民のNPOについての一層の理解促進と、団塊の世代や若い世代も含めた幅広い年齢層からのNPO活動への参加の促進が重要です。

そこで、「市民活動週間（仮称）」を設けて、市町村行政の協力のもと、NPO等との協働により、多様な普及啓発活動を各地域で集中的に展開していきます。

さらに、現在の千葉県NPO情報ネット、ニュースリリース等の内容の充実、IT等を活用した市民向けの情報発信の検討などを行い、千葉県のNPO施策がマスメディアにより多く取り上げられ、常に市民の目にとまるような効果的・戦略的な情報発信の仕方を研究します。



## 11 NPO出前講座の開催

市民のNPO活動についての一層の理解促進を図るため、県内各地において、NPOの基礎知識やNPOの活動事例紹介を内容とした県民NPO基礎講座を開催します。

また、市民、NPO、市町村行政等からの要請に応じ、NPO有識者や県職員が県内各地に出向いて、NPOの基礎知識やNPO活動の現状、県行政のNPO施策、行政とNPOとの協働、NPO法人の設立など多彩なプログラムによる出前説明会を開催します。

## 12 NPO法運用マニュアルの普及促進

NPO法運用マニュアルは、所轄庁である県行政として、NPO法人に対して法運用の透明性を高めるとともに、NPO法の適正な運用を図るために作成したものです。

このマニュアルは、NPO法人やNPO法人化を目指す市民にとっても、法人の運営に役立つ内容となっています。

そこで、市民、NPO法人関係者、市町村職員などを対象にNPO法運用マニュアルの説明会や講座を県庁及び県内各地で開催します。

さらに、NPO法の適正な運用について、引き続き研究していきます。

また、NPO法人をつくろうとする市民を対象に法人化説明会を定期的実施します。



### 13 ちばパートナーシップ市場の強化

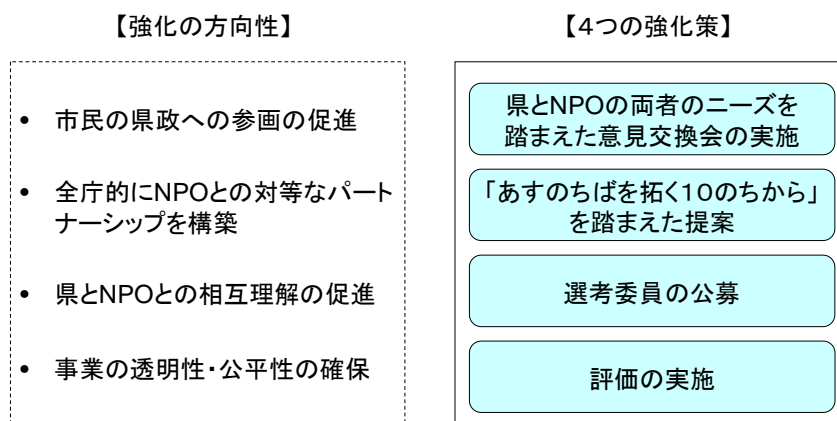
県行政とNPOの協働が必要な領域において、より良い協働事業が数多く実施されるために、NPOからの提案に加えて、県からの提案については、県の中長期的基本方針である「あすのちばを拓く10のちから」を踏まえたテーマを設定するなど、ちばパートナーシップ市場を全庁的取組みとします。

また、選考の公平性や透明性を高めるため、選考委員会委員の一部を公募し、県政への市民参画を進めるとともに、協働事業についての適正な評価を行い、その質と効果を高め、市民への説明責任を果たします。

さらに、協働事業を促進するため、「県とNPOとの意見交換会」を充実させるとともに、協働事業における県有施設の利用手続きの簡素化を図ります。

なお、別途、県行政とNPOとの相互理解、情報共有、交流のための意見交換、情報交換等の機会を設定します。

(イメージ図)



### 14 県職員の意識改革の徹底

県職員がNPOについて理解を深め、仕事の進め方について意識を改革していくことが、パートナーシップ型行政を推進するためには大変重要です。そこで、千葉県職員能力開発センターにおいて、管理職を含む県職員に対して現場体験を伴う研修等を実施します。

また、NPOとの協働の基本ルールである千葉県パートナーシップマニュアルの理解促進と活用を図るため、学習会を開催します。

さらに、県行政の部局横断的組織である千葉県NPO活動推進会議を見直し、全庁的なNPO活動推進体制の強化を図ります。



## 15 ワンストップサービスの充実

NPO活動推進課をNPOに関する県行政の総合窓口と位置付け、県行政や市町村行政、国のNPOに関する事業等の情報を一元化するとともに、民間のNPO支援に関するさまざまな情報を収集し、千葉県NPO情報ネットやNPOパートナーシップオフィス、NPO関連事業説明会等で情報提供します。

また、市民やNPO、市町村行政等からのさまざまな相談に応じたり、調整や仲介を行うなど、NPOに関するワンストップサービス体制の充実を図ります。



## 16 市町村行政との連携・協力

全県的にNPO活動を推進していくためには、県行政と市町村行政との連携が欠かせません。しかしながら、市町村行政におけるNPO活動推進施策の取組状況には地域格差があることから、県行政と市町村行政の連絡会議の充実を図り、地域別の意見交換・情報交換や学習会（体験参加型ワークショップ等）などの機会を設けるとともに、NPO活動を促進するため、地域の実情に応じたNPO施策等について共同で研究します。

また、市町村職員研修機関等と連携して研修プログラムの研究を行い、NPOの現場体験を含む研修会の実施を支援します。

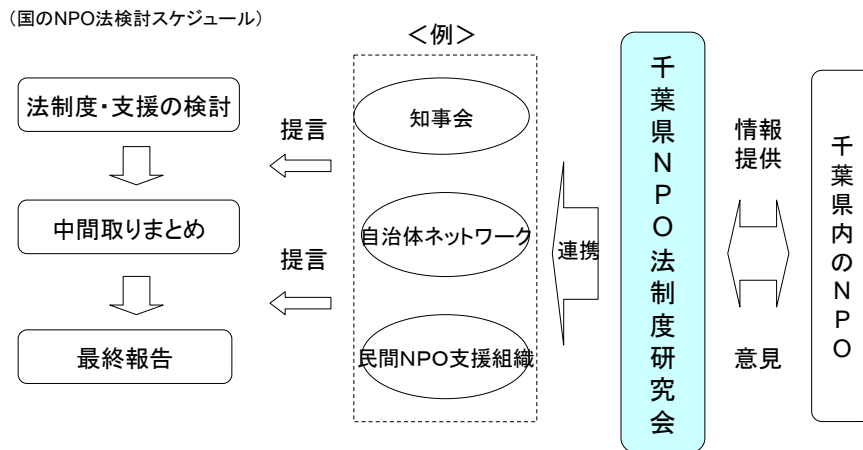


## 17 NPO法人・公益法人制度の研究

国において、公益法人制度改革に伴う新たな非営利法人制度の創設が検討されていることから、県行政においてもNPO法人制度や公益法人制度のあり方について研究し、国に政策提言していきます。

また、公益法人制度改革の動向を注視しつつ、国に対して、認定NPO法人制度の改善や認定NPO法人に対する税制上の優遇措置の拡充を引き続き要望します。

(イメージ図)



## 18 全国の自治体との交流・連携の促進

NPO施策を推進する全国の自治体との交流・連携を図り、NPO、企業、市町村行政、県行政、国等さまざまな主体による役割分担や協働のあり方など、自治体が抱える課題や先進的な施策等について情報交換や議論、研究などを行う「NPO活動推進自治体ネットワーク」(P26参照)を推進します。

また、全国の自治体の持ち回りで開催される「NPO活動推進自治体フォーラム」に協力します。

これらの成果を県行政のNPO施策に反映させるとともに、県行政の先進的な取組みを全国に発信していきます。

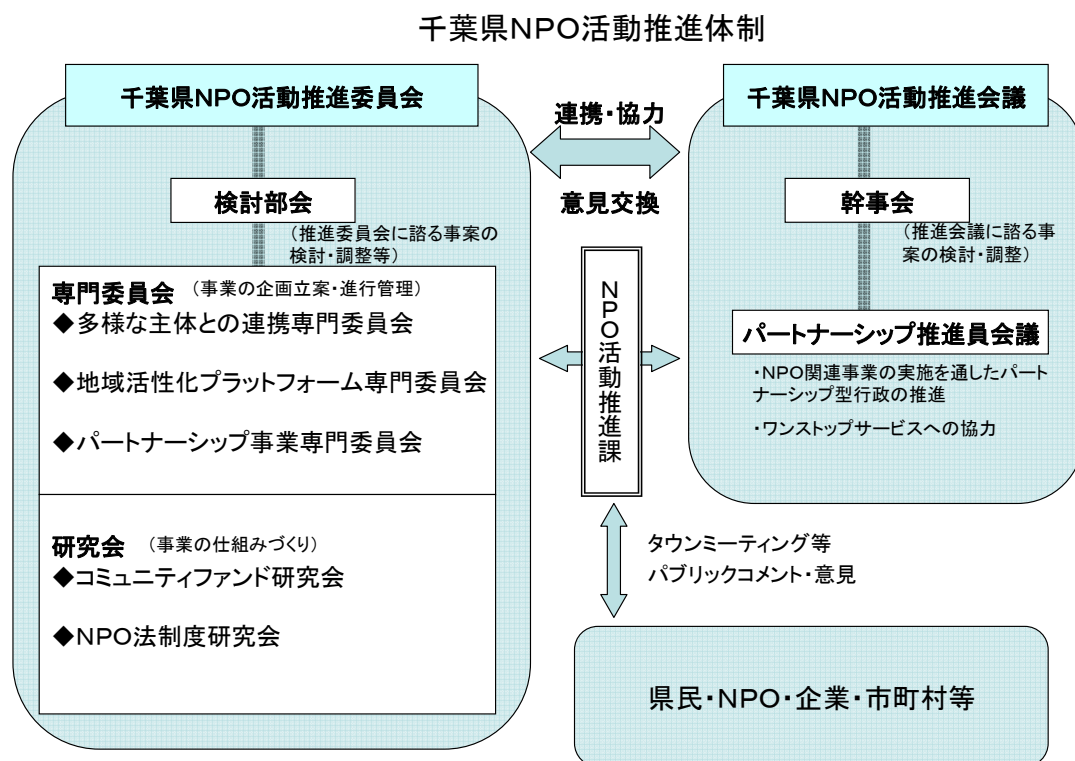
さらに、必要に応じ法改正など国への政策提言等を検討し、NPO施策についてNPOとともに考え、ともに築く環境整備を推進します。



## VIII 推進体制

県行政は、18の行動計画を確実に実施し、目標を達成するために、NPOや市民の協力を得て、この計画を推進していきます。

そして、千葉県NPO活動推進委員会と県行政の部局横断的組織である千葉県NPO活動推進会議が、必要に応じて意見交換を実施し、全庁的にNPOと連携・協力して推進計画に取り組みます。



※専門委員会、研究会は18年度設置予定のもの

## 1 千葉県NPO活動推進委員会

千葉県NPO活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、県行政のさまざまなNPO施策の推進にあたり、専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求めることを目的として設置され、有識者、NPO、企業、市町村行政の関係者及び公募市民からなる25名以内の委員で構成されています。

この推進計画は推進委員会と県行政の協働により策定したものです。

推進委員会は、この推進計画が着実に実行されるよう進捗状況をチェックし、必要に応じて専門委員会等を設け、県行政と協働して行動計画を具体化します。

また、推進委員会は、行動計画の実施過程において、市民やNPOに働きかけを行い、そのニーズを的確に把握し、推進計画を推進していきます。

## 2 千葉県NPO活動推進会議

NPOに関する施策を県行政全体で円滑に進めることを目的として、環境生活部長と各部の次長等で構成する千葉県NPO活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しています。

また、推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議の下に、環境生活部次長、各部主管課長等を構成員とする幹事会を設置しています。

推進会議は、推進委員会と協力し、NPO及び推進計画に対する理解の促進、ワンストップサービス体制の確立のための全庁的な取り組みなどを推進していきます。

また、NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。そこで、NPO関連事業を実施している担当課職員等を「パートナーシップ推進員」とし、これらの職員で構成する会議を推進会議の下に位置づけ、情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携・協力を図りながら、庁内が一体となってパートナーシップ型行政を推進していきます。

## 3 計画の見直し

この推進計画は、平成18年度から20年度までの3か年を期間とします。

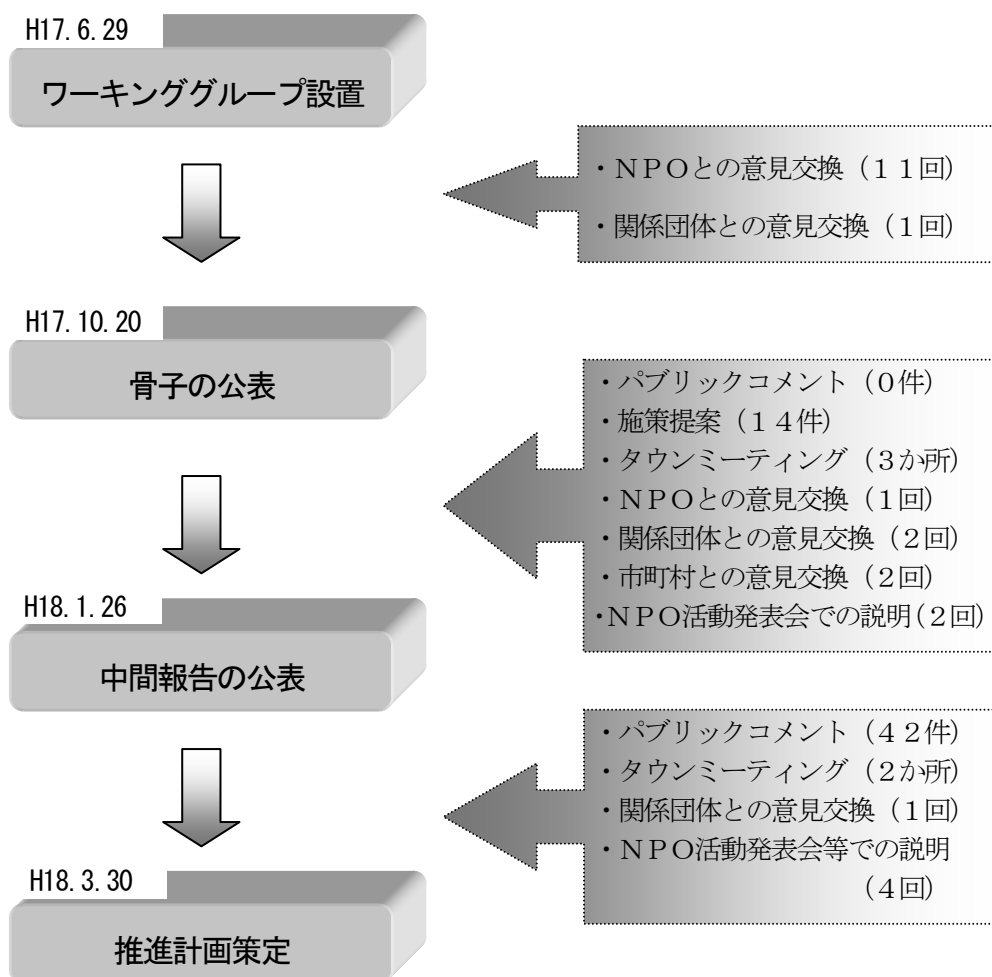
今後の社会環境の変化や県内のNPO活動の状況などから、新たな事業の必要が生じた場合は、計画を推進するために追加的な措置を検討します。

また、タウンミーティング等で得られる市民やNPOなどの意見を勘案して、柔軟に見直しを行うものとします。

# 1 千葉県NPO活動推進計画策定経緯

千葉県NPO活動推進委員会に、推進委員と県職員によるワーキンググループを設置し、NPOや関係団体・市町村との意見交換を行うとともに、骨子及び中間報告の2度にわたり県民に公表し、その都度、タウンミーティングの開催やパブリックコメントの募集を行うなど、白紙の段階から徹底した情報公開と県民参加で計画づくりを行いました。

- ・ NPOとの意見交換 12回（分野別や地域のNPOのネットワーク組織）
- ・ 関係団体との意見交換 4回（商工会議所、社会福祉協議会、中核地域生活支援センター）
- ・ タウンミーティング 5回（延べ282名参加）
- ・ NPO活動発表会、県とNPOとの意見交換会での説明 6回（延べ778名参加）



(参考) 千葉県NPO活動推進委員会名簿

氏名	所属団体等
○相原 哲雄	特定非営利活動法人スマイル銚子理事長
石田 三示	特定非営利活動法人大山千枚田保存会理事長
大高 衛	千葉県商工会青年部連合会会長
○大森 智恵子	特定非営利活動法人子ども劇場千葉県センター事務局長
小倉 健嗣	市原市市民生活部次長(兼)市民生活政策課長
鎌田 元弘	千葉工業大学工学部建築都市環境学科教授
神尾 由恵	財団法人イオン環境財団事務局長
○國生 美南子	特定非営利活動法人たすけあいの会ふきのとう副代表
杉田 健	特定非営利活動法人もったねえよ・いちはら理事長
都築 順子	特定非営利活動法人地域のたすけあい市川ユアアイ協会会長
○中村 敏子	
○橋爪 武司	
藤代 斉	栄町住民活動推進課長
○牧野 昌子	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事
松島 裕之	特定非営利活動法人ネモちば不登校・ひきこもりネットワーク事務局長
松原 明	シーズ=市民活動を支える制度をつくる会事務局長
宮川 めぐみ	秀明大学非常勤講師
宮島 林景	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会副会長
○山本 佳美	特定非営利活動法人ちばMDエコネット事務局長
和田 純	神田外語大学教授・異文化コミュニケーション研究所長
合計	20名

○印はワーキンググループ員

策定経過

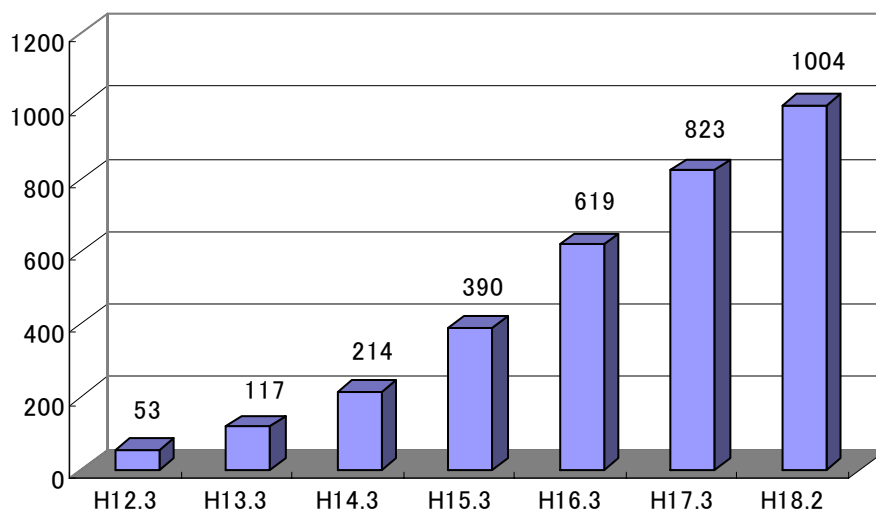
年月日	行事名	内容
平成17年 6月29日(水)	第1回ワーキンググループ会議	グループ長および副グループ長の選任について 計画づくりの考え方について 計画づくりの進め方について
7月13日(水)	第2回ワーキンググループ会議	NPO等との意見交換について 行動計画の検証について
7月21日(木)	NPO等との意見交換	安房NPO連絡協議会(14名)
7月31日(日)	NPO等との意見交換	ちばNPOユースフォーラム実行委員会 (6名)
8月2日(火)	第3回ワーキンググループ会議	行動計画の検証 指針見直しの論点整理
8月5日(金)	NPO等との意見交換	環境パートナーシップちば(12名)
8月5日(金)	NPO等との意見交換	千葉県ボランティア連絡協議会(8名)
8月9日(火)	NPO等との意見交換	浦安市市民活動センター運営協議会(15名)
8月18日(木)	NPO等との意見交換	里山シンポジウム実行委員会(13名)
8月20日(土)	NPO等との意見交換	千葉県たすけあい協議会(28名)
8月23日(火)	第4回ワーキンググループ会議	行動計画の検証 指針見直しの論点整理
8月25日(木)	NPO等との意見交換	ちばNPO協議会(9名)
8月26日(金)	NPO等との意見交換	あびこNPO法人ネットワーク連絡会 (17名)
8月31日(水)	NPO等との意見交換	やちよ市民活動サポートセンター(9名)
9月1日(木)	関係団体との意見交換	千葉商工会議所(会員5名)
9月7日(水)	第5回ワーキンググループ会議	指針骨子案の作成について タウンミーティングの実施について
9月15日(木)	NPO等との意見交換	柏市市民公益活動支援センターを考える会 (13名)
9月16日(金)	第6回ワーキンググループ会議	指針骨子案の作成について タウンミーティングの実施について
9月22日(木)	県職員との意見交換	各部主管課政策室職員(12名)
9月22日(木)	骨子(素案)に対する県庁内各課 への意見照会	10月5日(水)まで実施し、3課から意見が 提出された。
9月29日(木)	第3回千葉県NPO活動推進(拡大) 検討部会	新たな千葉県NPO活動推進指針の骨子素案 について
10月11日(火)	第7回ワーキンググループ会議	骨子案の作成について タウンミーティングの実施について
10月18日(火)	第3回千葉県NPO活動推進委員 会	新たな千葉県NPO活動推進指針の骨子案に ついて
10月18日(火)	千葉県NPO活動推進会議	新たな千葉県NPO活動推進指針の骨子案に ついて
10月20日(木)	千葉県NPO活動推進計画(仮 称)骨子の公表	

年月日	行事名	内容
10月21日(金)	パブリックコメント、施策提案の募集	11月21日(月)まで実施し、14件の施策提案があった。
10月24日(月)	タウンミーティング	千葉県庁(62名)
10月31日(月)	タウンミーティング	アミュゼ柏(44名)
11月2日(水)	タウンミーティング	銚子市市民センター(116名)
11月10日(木)	市町村への意見紹介	11月28日(月)まで実施し、8市町村から意見が提出された。
11月10日(木)	第8回ワーキンググループ会議	タウンミーティングの結果について 今後の進め方について
11月15日(火)	市町村との意見交換	南房総地域市町村(8市町村)
11月21日(月)	NPO等との意見交換	子ども劇場千葉県センター(70名)
11月22日(火)	市町村との意見交換	NPO支援センター設置市町村(11市町)
11月24日(木)	第9回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)骨子について
12月2日(金)	第10回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)骨子について
12月12日(月)	第11回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)骨子について 施策提案の取扱いについて タウンミーティングの実施方法について
12月16日(金)	第12回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告素案について タウンミーティングの実施方法について
12月21日(木)	第4回千葉県NPO活動推進(拡大)検討部会	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告素案について
12月27日(火)	関係団体との意見交換	中核地域生活支援センター(28名)
平成18年 1月12日(木)	第2回千葉県NPO活動推進会議幹事会	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告案について
1月13日(金)	第13回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告について 18年度以降の推進体制について
1月13日(金)	関係団体との意見交換	市町村社会福祉協議会職員(23名)
1月17日(火)	第4回千葉県NPO活動推進委員会	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告案について
1月20日(金)	第3回千葉県NPO活動推進会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告案について
1月21日(土)	NPO活動発表会東地域大会(銚子)	中間報告案の説明
1月22日(日)	NPO活動発表会西地域大会(船橋)	中間報告案の説明
1月26日(木)	千葉県NPO活動推進計画(仮称)中間報告の公表	



年月日	行事名	内容
1月27日(金)	パブリックコメントの募集	2月28日(月)まで実施し、17人から意見が提出された。
1月29日(日)	NPO活動発表会中央地域大会(八千代)	中間報告の説明
2月2日(木)	タウンミーティング	千葉市生涯学習センター(38名)
2月4日(土)	NPO活動発表会南地域大会(鴨川)	中間報告の説明
2月5日(日)	タウンミーティング	市川市職員研修室(22名)
2月6日(月)	関係団体との意見交換	千葉県社会福祉協議会(11名)
2月7日(火)	市町村への意見紹介	2月20日(月)まで実施し、4市町から意見が提出された。
2月7日(火)	県庁内各課への意見照会	2月20日(月)まで実施し、5課から意見が提出された。
2月8日(水)	県とNPOとの意見交換会事前説明会(県関係課職員)	中間報告の説明
2月14日(火)	第14回ワーキンググループ会議	タウンミーティング、意見交換会の結果について 今後の進め方について 千葉県NPO活動推進計画(仮称)最終報告素案の作成について
2月17日(金)	県とNPOとの意見交換会(千葉)	中間報告の説明
2月23日(木)	第15回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)最終報告素案の作成について 千葉県NPO活動推進計画(仮称)概要版の作成について
2月25日(土)	NPO活動発表会県大会(千葉)	中間報告の説明
3月10日(金)	第16回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)最終報告素案の作成について 千葉県NPO活動推進計画(仮称)概要版の作成について
3月14日(火)	第5回千葉県NPO活動推進(拡大)検討部会	千葉県NPO活動推進計画(仮称)最終報告素案について
3月17日(金)	第17回ワーキンググループ会議	千葉県NPO活動推進計画(仮称)最終報告案の作成について
3月27日(月)	第5回千葉県NPO活動推進委員会	千葉県NPO活動推進計画案について
3月27日(月)	第4回千葉県NPO活動推進会議	千葉県NPO活動推進計画案について
3月30日(木)	千葉県NPO活動推進計画(平成18年度～20年度)の策定	

## 2 千葉県知事認証NPO法人数の推移



### NPO法人の設立申請件数及び認証件数

	10年度 (H11.3)	11年度 (H12.3)	12年度 (H13.3)	13年度 (H14.3)	14年度 (H15.3)	15年度 (H16.3)	16年度 (H17.3)	17年度 (H18.2)
申請件数	8	56	66	108	207	250	202	178
申請累計	8	64	130	238	440	682	869	1046
認証件数	0	53	64	100	176	229	204	182
認証累計	0	53	117	214	390	619	823	1004

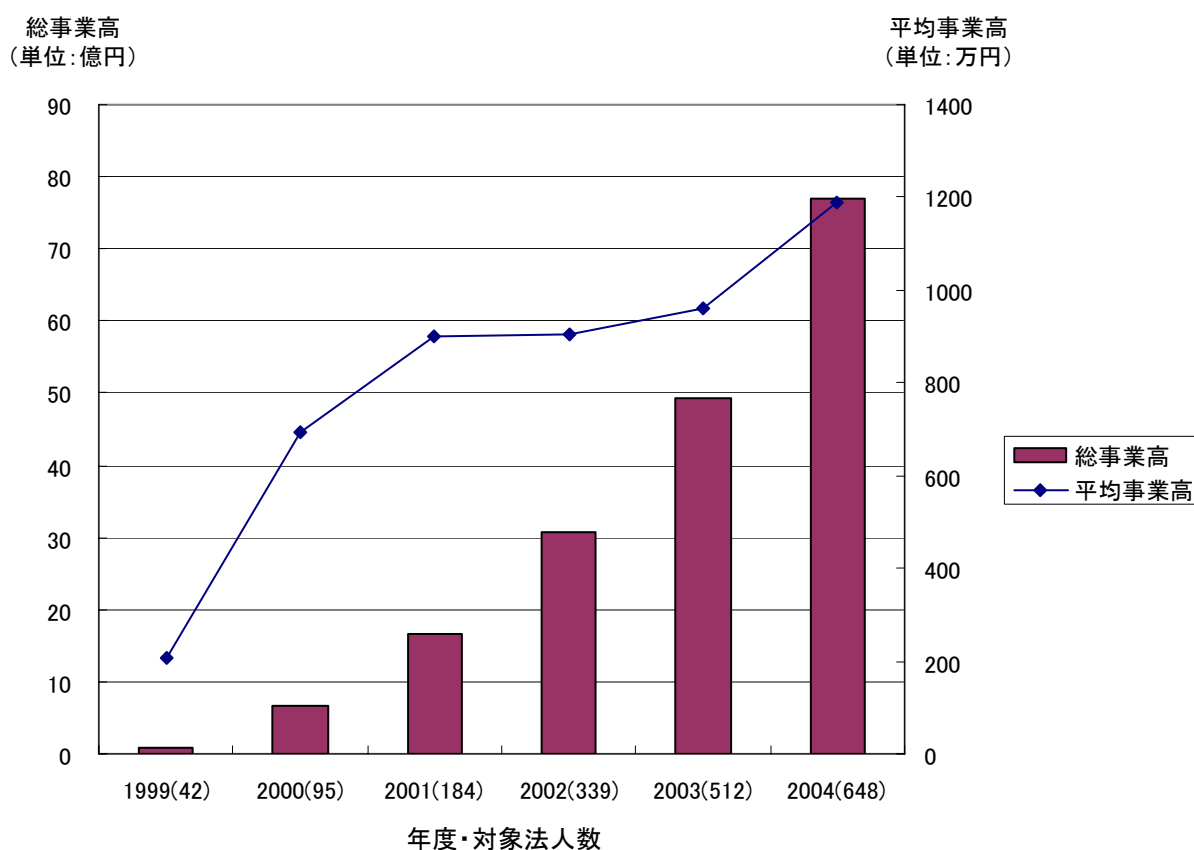
注) 申請取り下げ、所轄庁変更等があるため、件数の合計と累計は一致しません。

### (参考) 全国のNPO法人の申請件数及び認証件数

		11年度 (H12.3)	12年度 (H13.3)	13年度 (H14.3)	14年度 (H15.3)	15年度 (H16.3)	16年度 (H17.3)	17年度 (H18.1)
申請累計	446	2,213	4,408	7,496	12,056	17,675	22,699	27,066
認証累計	61	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,286	25,220

### 3 NPO法人の事業高の推移

NPO法人の総事業高と平均事業高の推移



年度	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)
総事業高 (億円)	1	7	17	31	49	77
平均事業高 (万円)	205	695	901	904	961	1189
対象法人数	42	95	184	339	512	648

## 4 県職員アンケート調査結果

### 調査の概要

調査対象：知事部局、議会事務局、各委員会及び各公営企業（水道局、企業庁）に係る本庁各課、各出先機関の職員約 11,000 人

調査方法：県庁内ホームページのアンケートシステムを利用

調査期間：平成 16 年 12 月 6 日（月）～平成 17 年 1 月 11 日（火）

回収結果：有効回答数 1,419（回収率約 13%）

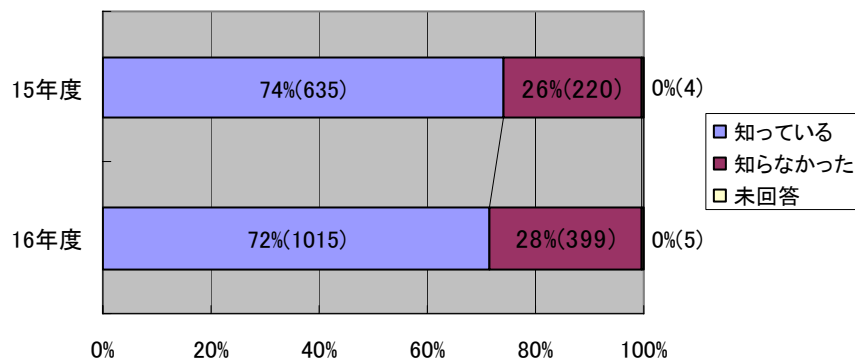
### 結果概要

#### 1. NPO活動推進指針について

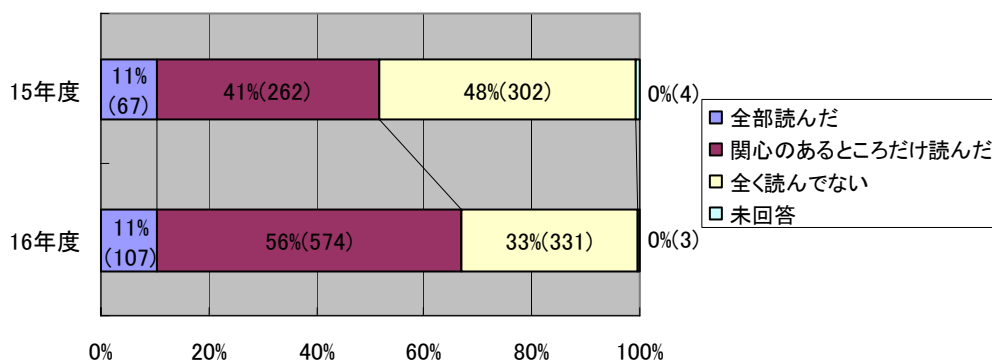
「千葉県 NPO 活動推進指針」を策定したことを知っている職員は、15 年度調査では 74%であったのに対し、16 年度調査では 72%と若干減少したが、約 4 分の 3 の職員が指針を知っていた。

また、指針を知っていると答えた職員のうち、指針を読んだことがあるのは、「全部読んだ」、「関心のあるところだけ読んだ」を合わせると、15 年度調査では 52%であったのに対し、16 年度調査では 67%と増加した。

NPO活動推進指針の認知度



指針を読んだことがあるか



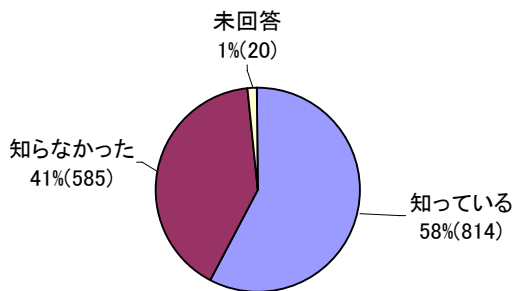
## 2. 千葉県パートナーシップマニュアルについて

「千葉県パートナーシップマニュアル」を策定したことを知っている職員は58%と過半数であった。

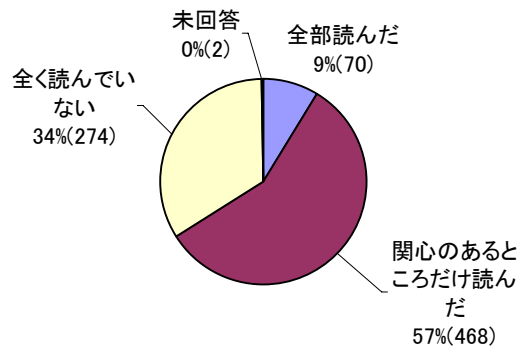
また、パートナーシップマニュアルを知っていると答えた職員のうち、マニュアルを読んだことがあるのは、「全部読んだ」、「関心のあるところだけ読んだ」を合わせて66%であった。

マニュアルを読んだ職員のうち、マニュアルが業務に役立っているとしたのは「役立っている」、「どちらかといえば役立っている」を合わせて33%と約3分の1であり、一方、役立っていないとしたのは46%と半数近くを占めた。

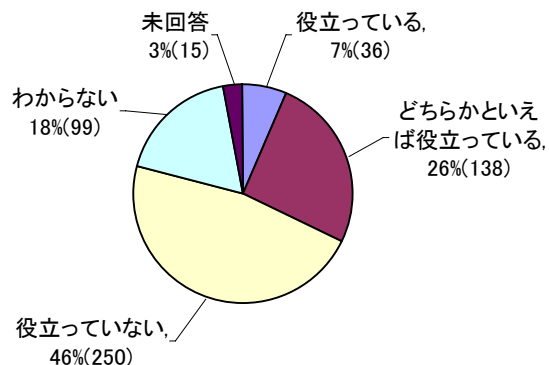
パートナーシップマニュアルの認知度 (n=1419)



マニュアルを読んだことがあるか (n=814)



マニュアルは業務に役立っているか (n=538)

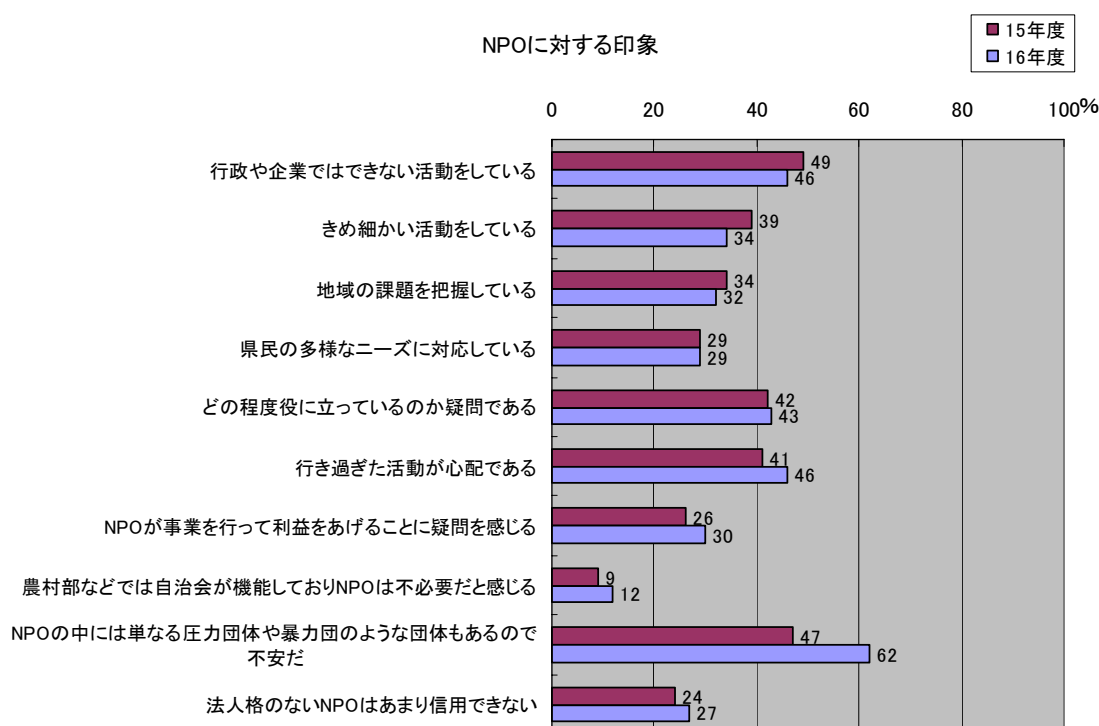


### 3. NPOについて

NPOという言葉を知っているのは99%と、ほとんどの職員が知っていた。

また、NPOに対する印象では、15年度、16年度ともに「行政や企業ではできない活動をしている」（15年度49%、16年度46%）、「NPOの中には単なる圧力団体や暴力団のような団体もあるので不安だ」（15年度47%、16年度62%）、「どの程度役に立っているのか疑問である」（15年度42%、16年度43%）、「行き過ぎた活動が心配である」（15年度41%、16年度46%）という意見が多く、NPOに対し否定的な見方が多かった。

また、今後NPO活動が盛んになった方がよいと思う職員は、15年度63%であったのに対し、16年度は54%と減少した。



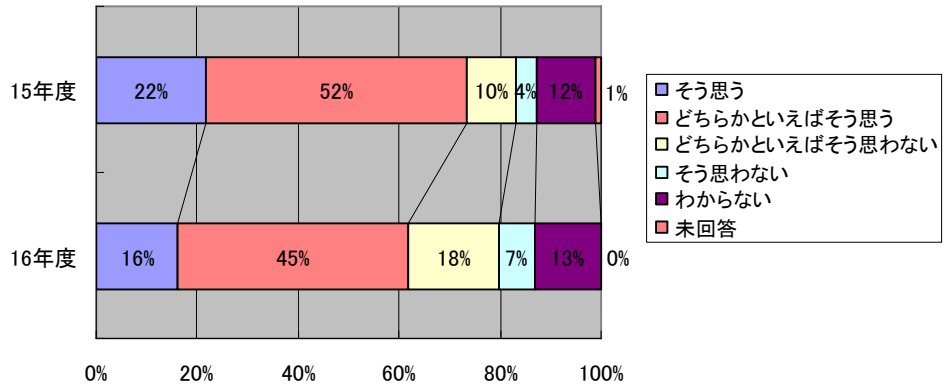
### 4. NPOとの協働について

今後、NPOとの協働を積極的に進めていく必要性を感じるとした職員は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて、15年度調査では74%であったのに対し、16年度調査では61%に減少した。一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」とする職員は、15年度調査では14%であったのに対し、16年度調査では25%に増加した。

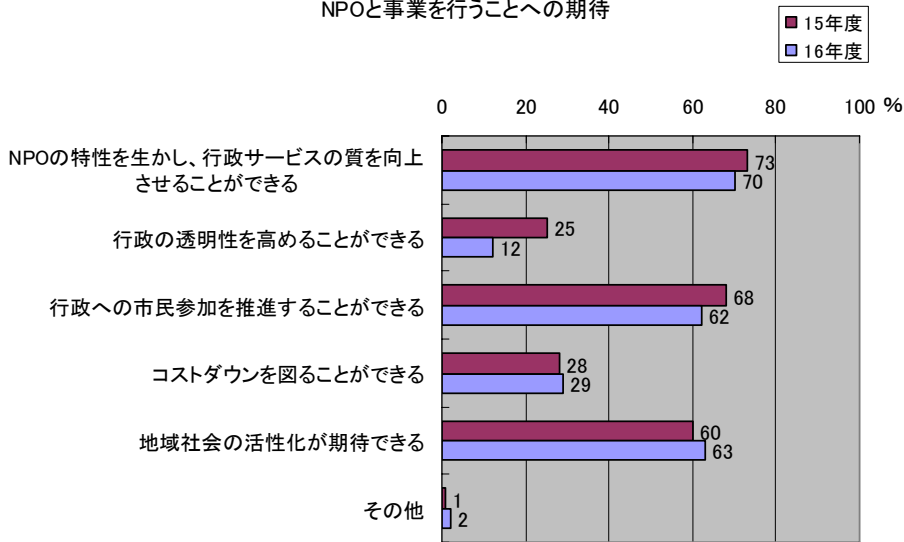
NPOと事業を行うことについての期待では、15年度、16年度ともに「NPOの特性を生かし、行政サービスの質を向上させることができる」（15年度73%、16年度70%）、「行政への市民参加を推進することができる」（15年度68%、16年度62%）、「地域社会の活性化が期待できる」（15年度60%、16年度63%）とする意見が多かった。

また、NPOとの協働の必要性を感じない理由については、15年度、16年度ともに「NPOと協働しなくても、行政は工夫次第で十分に住民ニーズや課題に対応できるから」（15年度51%、16年度39%）、「県内NPOはまだまだ小さい団体が多く、実力も実績も分らず信頼性に欠けるから」（15年度44%、16年度44%）、「NPOが県民のニーズをつかんでいないとは思えないから」（15年度60%、16年度56%）とする意見が多かった。

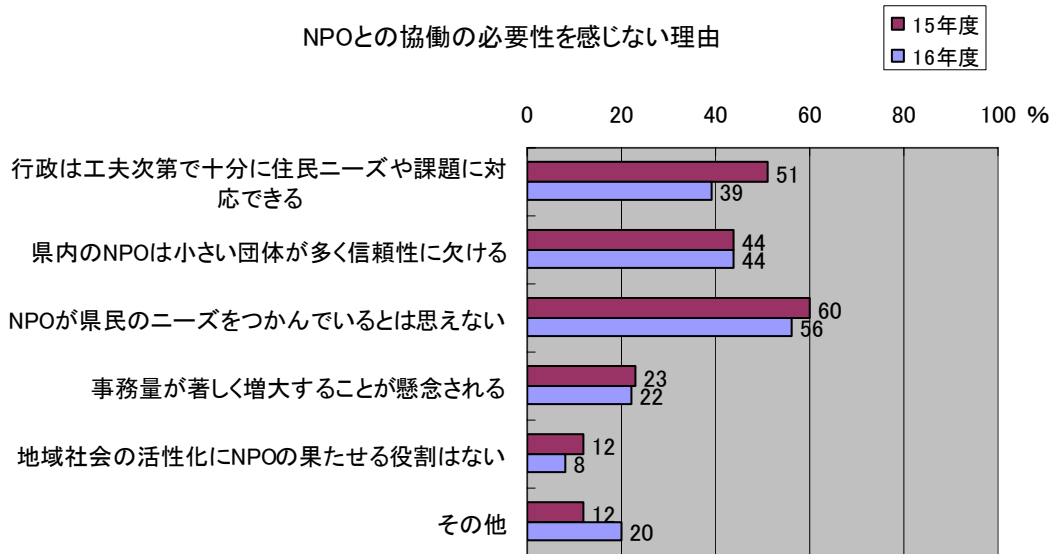
NPOとの協働を積極的に推進する必要性を感じるか



NPOと事業を行うことへの期待



NPOとの協働の必要性を感じない理由



## 5 市町村アンケート調査結果

### 調査の概要

調査対象：県内 78 市町村

調査方法：調査票を各市町村 NPO 担当課に送付し、郵送または FAX により回収

調査期間：平成 17 年 2 月 9 日～平成 17 年 2 月 23 日

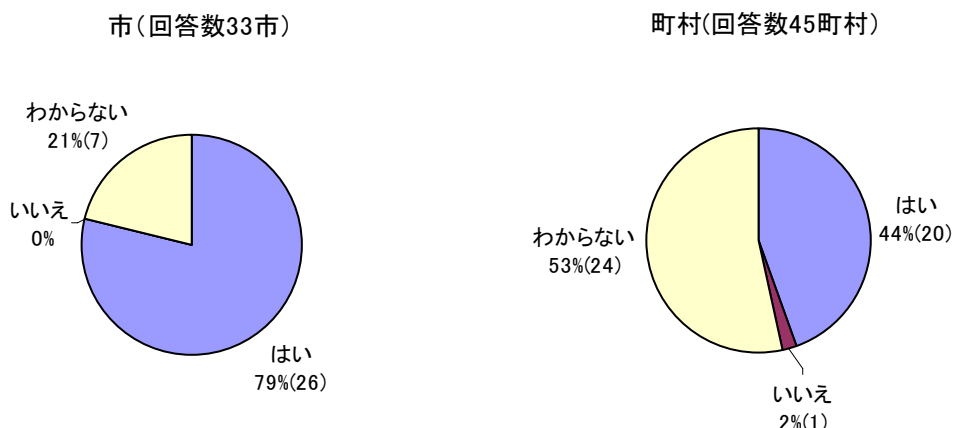
回収結果：有効回答数 78 (回収率 100.0%)

### 結果概要

#### 1. NPOに対する支援

NPO に対する支援は必要と考えるかという質問では、市は「はい」が 79%と 8 割近くを占め、次いで「わからない」の 21%で、「いいえ」はなかった。一方、町村では「わからない」が 53%と過半数であり、次いで「はい」の 44%であり、「いいえ」が 2%であった。

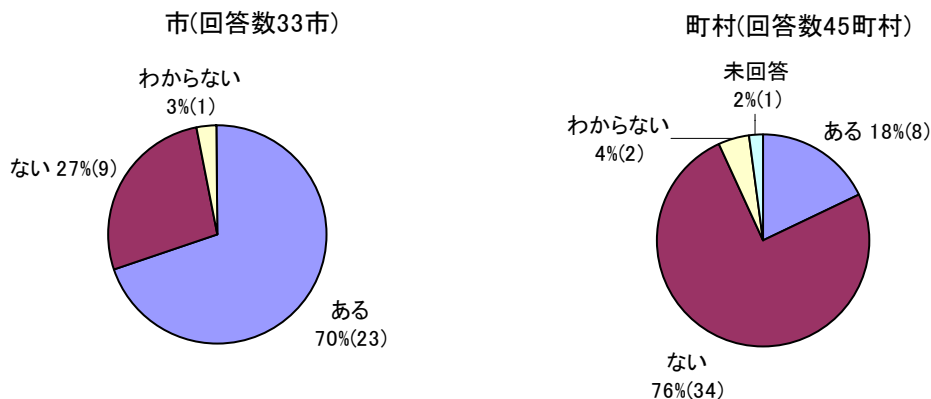
#### NPOに対する支援は必要と考えるか



#### 2. 市町村とNPOとの協働について

NPO と協働で実施した事業があるかという質問では、市では「ある」が 70%と一番多く、「ない」が 27%であった。一方、町村においては、「ある」が 18%に対し、「ない」は 76%だった。

#### NPOと協働で実施した事業があるか



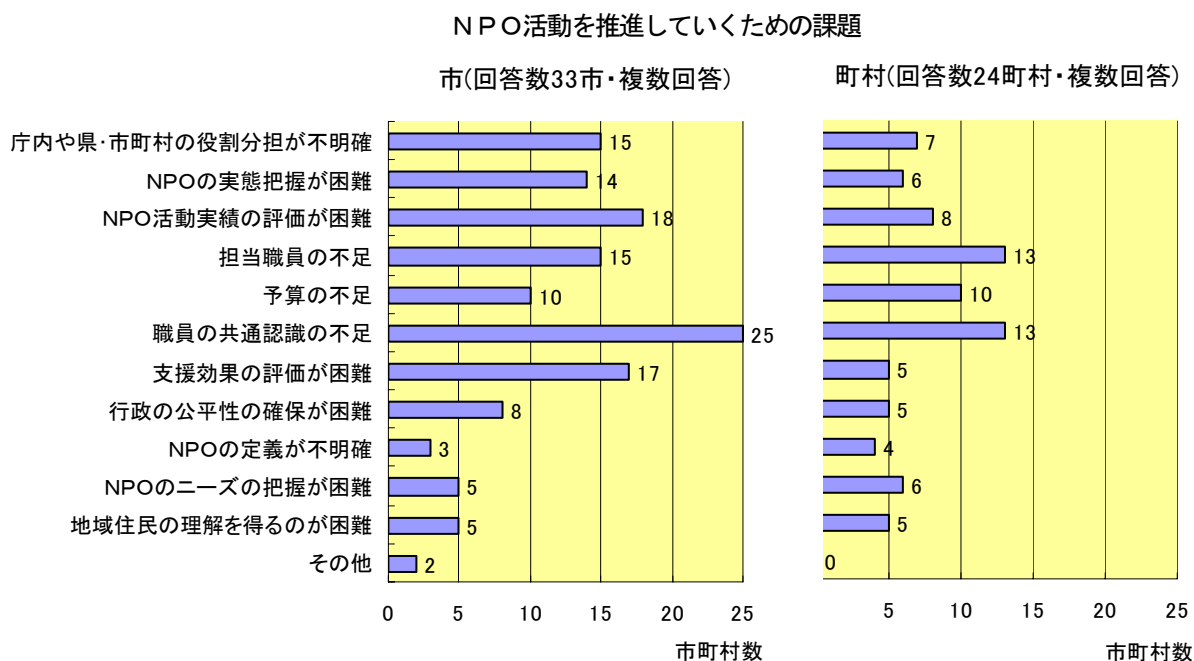
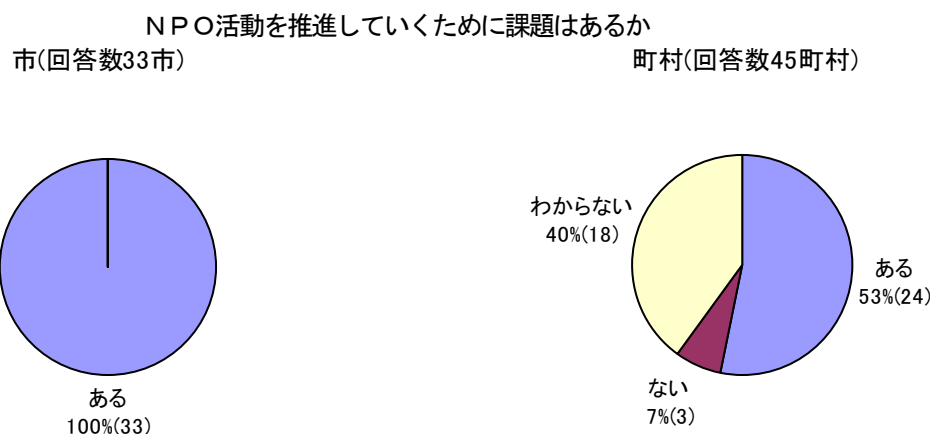


### 3. NPO活動を推進していくための課題

NPO活動を推進していくために課題があるかという質問では、すべての市において課題が「ある」とした。一方、町村においても課題が「ある」とするのは53%と過半数を占め、「ない」は7%、「わからない」は40%であった。

NPO活動を推進していくために課題があるとした33市24町村については、課題は、市では多い順に「職員の共通認識の不足」、「NPO活動実績の評価が困難」、「支援効果の評価が困難」であった。また、町村では「担当職員の不足」と「職員の共通認識の不足」が最も多く、次いで「予算の不足」であった。逆に市、町村ともに「NPOの定義が不明確」、「NPOに対する地域住民の理解を得るのが困難」とするのは少なかった。

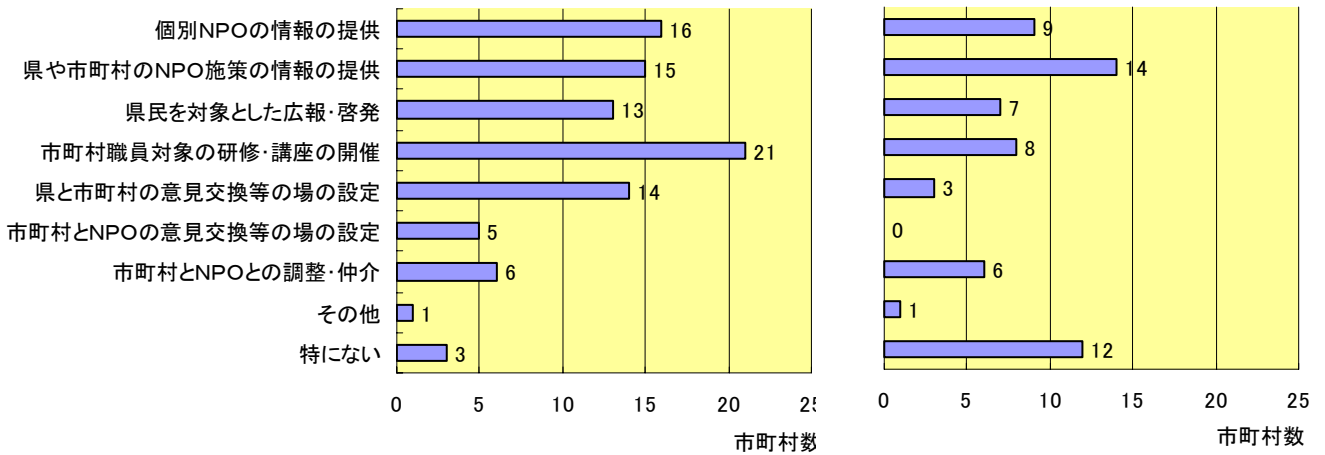
また、課題を解決するために県に期待するものについては、市では多い順に「市町村職員対象の研修・講座の開催」、「個別NPOの情報の提供」、「県や他の市町村のNPO施策の情報の提供」であった。町村では、「県や他の市町村のNPO施策の情報の提供」が最も多かったが、次に多かったのは「特にない」であった。



課題を解決するために県に期待するもの

市(回答数33市・複数回答)

町村(回答数25町村・複数回答)



4. 市町村におけるNPO活動状況と県の施策との関係

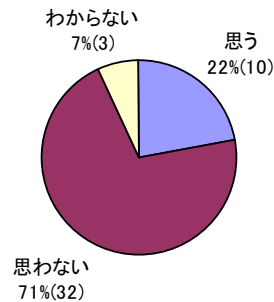
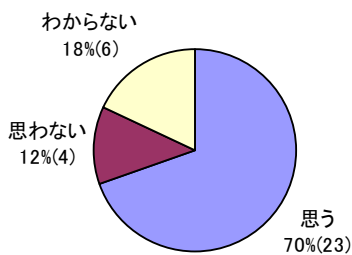
市町村でNPO活動が盛んになってきたと思うかという質問では、市は「思う」が70%と最も多く、「思わない」は12%、「わからない」は18%であった。一方、町村では、「思う」が22%に対し、「思わない」が71%と最も多く、「わからない」も7%あった。

NPO活動が活発になってきたと思う23市10町村に対して、それを県のNPO活動推進施策と関係があるかという質問では、市では「おおいに関係がある」が30%、「少しは関係がある」が61%と、合わせて9割以上が県の施策と関係があると考えており、「わからない」は9%で「関係はない」はなかった。また、町村においても「おおいに関係がある」が20%、「少しは関係がある」が80%と、すべての町村が県の施策と関係があるとした。

市町村でNPO活動が活発になってきたと思うか

市(回答数33市)

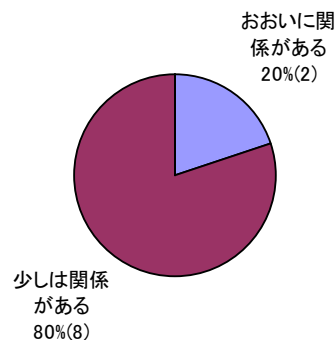
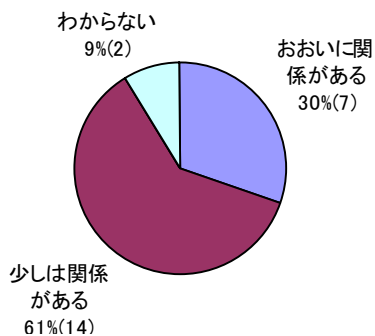
町村(回答数45町村)



それは県のNPO活動推進施策と関係があるか

市(回答数23市)

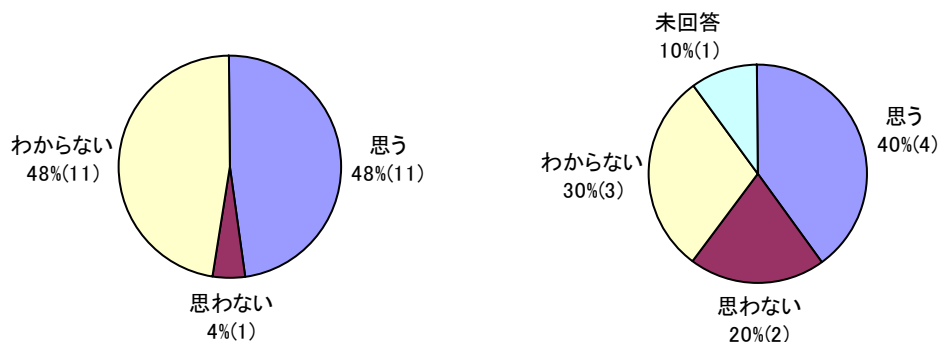
町村(回答数10町村)



## 5. NPO活動とより良い地域づくりの実現について

NPO活動が活発になってきたと思う23市10町村に対して、そのことでより良い地域づくりが実現してきていると思うかという質問では、市は、「思う」と「わからない」が48%と同等であり、「思わない」は4%であった。また、町村では、「思う」が40%、「思わない」が20%、「わからない」が30%であった。

NPO活動が活発になってきたことにより、より良い地域づくりが実現してきていると思うか  
市(回答数23市) 町村(回答数10町村)



## 6 県政に関する世論調査

### 調査の概要

調査対象：千葉県全域の満20歳以上の男女1500人

調査方法：個別面接聴取法（調査員による面接調査）

調査期間：平成17年8月22日～9月13日

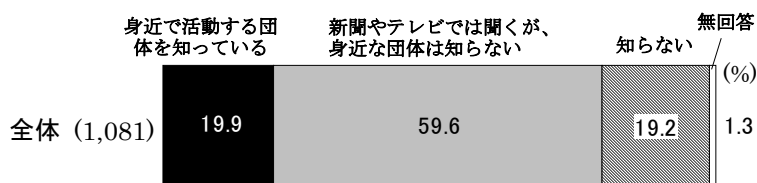
回収結果：有効回答数1081（回収率72.10%）

### 1. 市民活動団体の認知度

問1 市民活動団体を知っていますか。

- ① 身近で活動する団体を知っている
- ② 新聞やテレビでは聞くが、身近な団体は知らない
- ③ 知らない

住民活動団体、ボランティア団体、NPOなど市民活動団体を知っているか聞いたところ、「新聞やテレビでは聞くが、身近な団体は知らない」（59.6%）が6割近くを占め最も高い。「身近で活動する団体を知っている」（19.9%）、「知らない」（19.2%）はいずれも2割弱となっている。

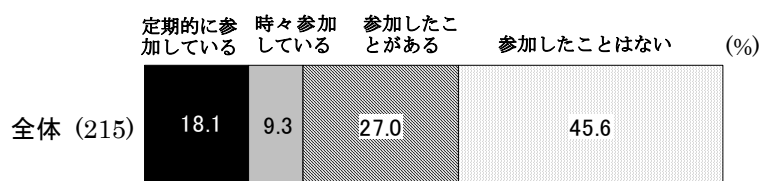


#### (1-1) 市民活動への参加経験

問2 問1で知っているとお答えした方にお聞きします。市民活動に参加したことがありますか。

- ① 定期的に参加している
- ② 時々参加している
- ③ 参加したことがある
- ④ 参加したことはない

「身近で活動する団体を知っている」と答えた215人を対象に、市民活動への参加経験を聞いたところ、「定期的に参加している」（18.1%）、「時々参加している」（9.3%）、「参加したことがある」（27.0%）をあわせた『参加経験がある』（54.4%）は半数を超えている。また、「参加したことはない」（45.6%）が4割台半ばとなっている。



## 2. 市民活動の地域での状況

問3 市民活動が、地域において以前よりも活発になってきたと思いますか。

- ① 活発になってきた
- ② やや活発になってきた
- ③ 変わらない
- ④ わからない

地域の市民活動が以前よりも活発になってきたかどうかを聞いたところ、「活発になってきた」(6.5%)と「やや活発になってきた」(20.4%)を合わせた『活発になってきた』(26.9%)と、「以前と変わらない」(25.3%)は、いずれもおおよそ4人に1人の割合となっている。

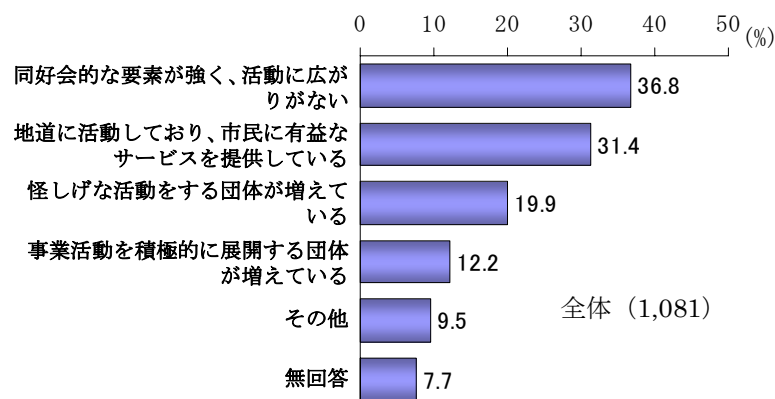


## 3. 市民活動に対するイメージ

問4 市民活動についてどのようなイメージをお持ちですか。(複数回答可)

- ① 地道に活動しており、市民に有益なサービスを提供している
- ② 同好会的な要素が強く、活動に広がりがない
- ③ 事業活動を積極的に展開する団体が増えている
- ④ 怪しげな活動をする団体が増えている

市民活動に対するイメージをいくつでも選んでもらったところ、「同好会的な要素が強く、活動に広がりがない」(36.8%)が3割台半ばを超え最も高い。次いで、「地道に活動しており、市民に有益なサービスを提供している」(31.4%)も3割を超えている。

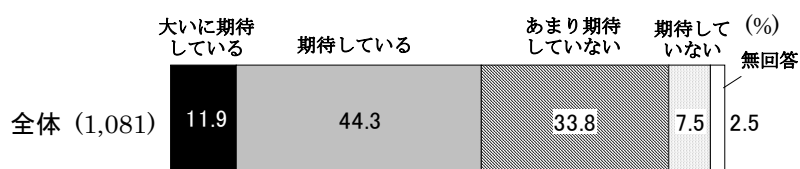


#### 4. 市民活動の発展に対する期待度

問5 今後の市民活動の発展に期待していますか。

- ① 大いに期待している
- ② 期待している
- ③ あまり期待していない
- ④ 期待していない

今後の市民活動の発展への期待を聞いたところ、「大いに期待している」(11.9%)と「期待している」(44.3%)をあわせた『期待している』(56.2%)が半数以上を占める。一方、「あまり期待していない」(33.8%)と「期待していない」(7.5%)をあわせた『期待していない』(41.3%)は4割強となっている。



※ 市民活動団体とは、市民（県民、住民）の自発性に基づき、自立的・継続的に社会的な活動を行う団体のことで、住民活動団体、ボランティア団体、NPOなどとも呼ばれています。また、そのような団体が行う活動を市民活動といいます。

## 7 NPO活動実態・意向調査結果

### 調査の概要

調査対象：県内NPO（NPO法人 1013、任意団体 403）

調査方法：調査票を各NPOに送付し、郵送により回収

調査期間：平成17年10月3日～平成17年10月17日

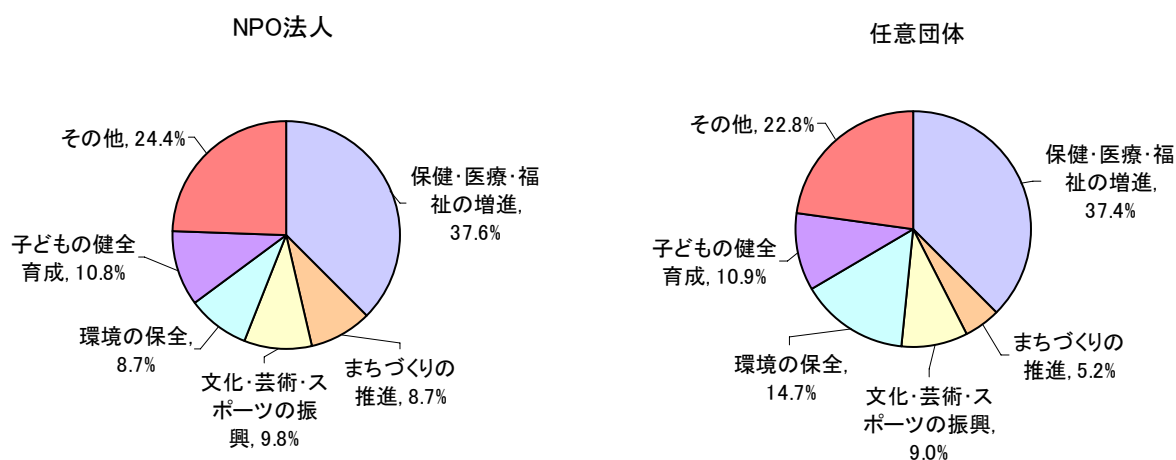
回収結果：有効回答数 764（NPO法人 553、任意団体 211）（回収率 54.0%）

### 結果概要

#### （1） 主たる活動分野

主たる活動分野については、NPO法人は、「保健・医療・福祉の増進」の分野で活動する団体が37.6%と最も多くなっていますが、3年前調査（43.8%）と比較すると割合が下がっています。これは、NPO法の一部改正により、活動分野が広がったことによるものと考えられます。

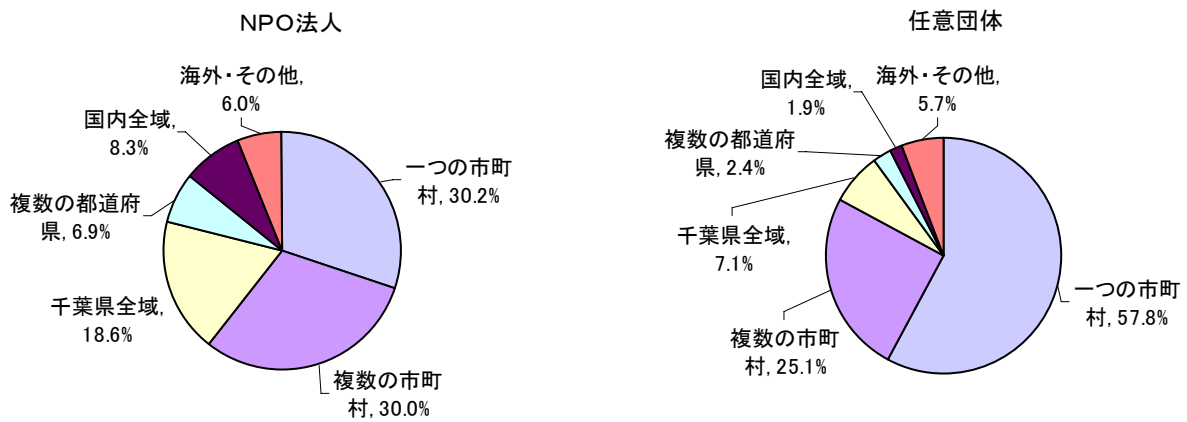
また、任意団体は、「保健・医療・福祉の増進」の分野で活動する団体が37.4%と最も多く、次いで「環境の保全」の14.7%、「子どもの健全育成」の10.9%順となっています。NPO法人と比較すると、任意団体の場合は環境保全の分野の活動の割合が多くなっています。



#### （2） 活動地域

活動地域については、NPO法人は、一つの市町村で活動する団体が30.2%、複数の市町村で活動する団体が30.0%であり、これらを合わせると60.2%となり、限られた地域で活動する団体が多くなっています。

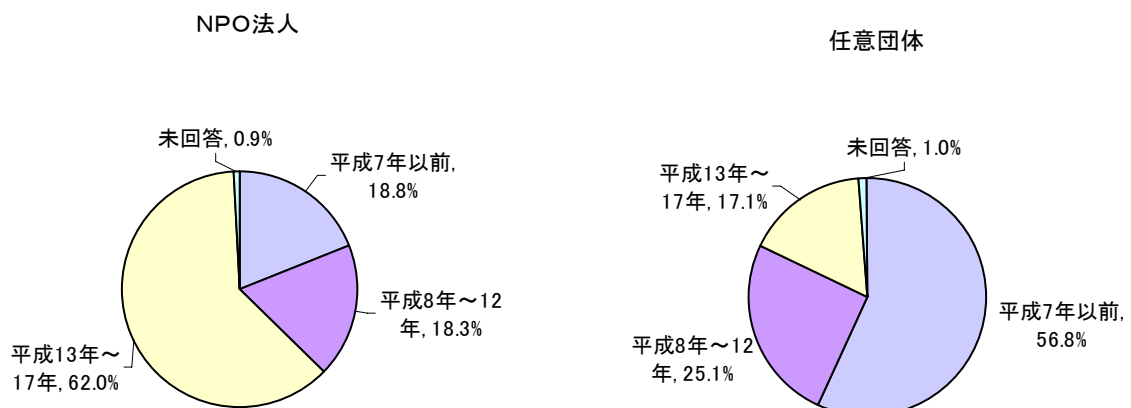
任意団体は、一つの市町村で活動する団体が57.8%と最も多く、次いで、複数の市町村の25.1%で、合わせると82.9%になります。NPO法人と比較すると、より限られた地域での活動が大部分であるといえます。



### (3) 活動開始時期

活動を始めた時期については、NPO法人は、平成13年以降に活動を開始した団体が62.0%と最も多く、NPO法の制定や千葉県NPO活動推進指針の策定をはじめ、国や各自治体の施策も影響したものと考えられます。全体では、平成8年以降に活動を開始した団体の割合が80.3%と最も多く、団体としての活動経験は短いといえます。また、活動期間が10年以上の団体の割合は、18.8%となっています。

任意団体は、活動を開始して10年以上の団体の割合が56.8%と過半数を占め、団体が継続して運営されていることがわかります。

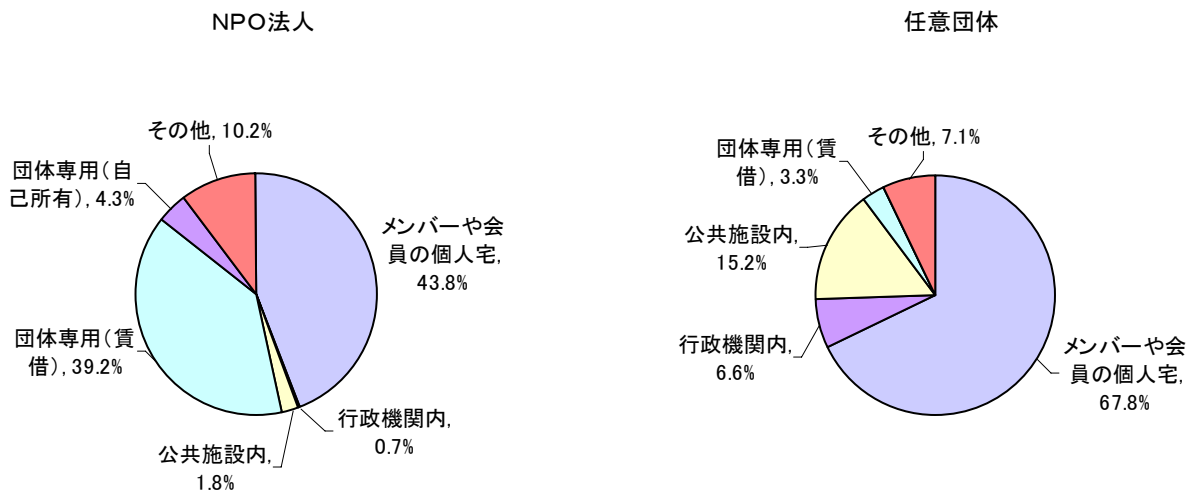


### (4) 主たる事務所

主たる事務所の形態については、NPO法人は、メンバーや会員の個人宅を事務所の代わりとしている団体が、43.8%と最も多く、次いで団体専用の事務所を借りている団体が39.2%となっています。自己所有している団体は4.3%にすぎません。

任意団体は、メンバーや会員の個人宅を事務所の代わりとしている団体が、67.8%と最も多く、次いで公共施設内に事務所を置いている団体が15.2%となっています。団体専用の事務所を借りている団体は3.3%にすぎません。



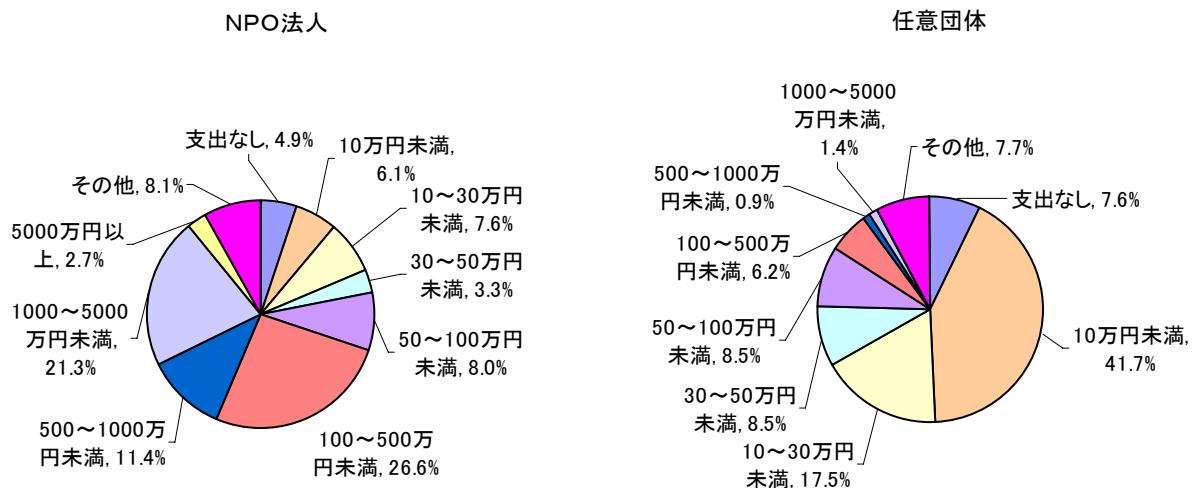


### (5) 財政規模(支出)

直近の事業年度(1年間)における財政規模(支出)については、NPO法人は、100万円～500万円未満が26.6%と最も多く、次いで1000万円～5000万円未満21.3%、500万～1000万未満の11.4%の順となっています。

なお、ここ3年間に設立された団体が多いためか、100万円未満の団体は合わせて29.9%を占めており、財政規模の小さい団体の割合が前回の調査(17.9%)より増えています。

任意団体は、10万円未満の団体が41.7%と最も多く、半数近くを占めています。次いで、10万～30万円未満の団体が17.5%となっています。100万円未満の団体は合わせると83.8%になり、NPO法人と比較すると財政規模が小さいことがわかります。

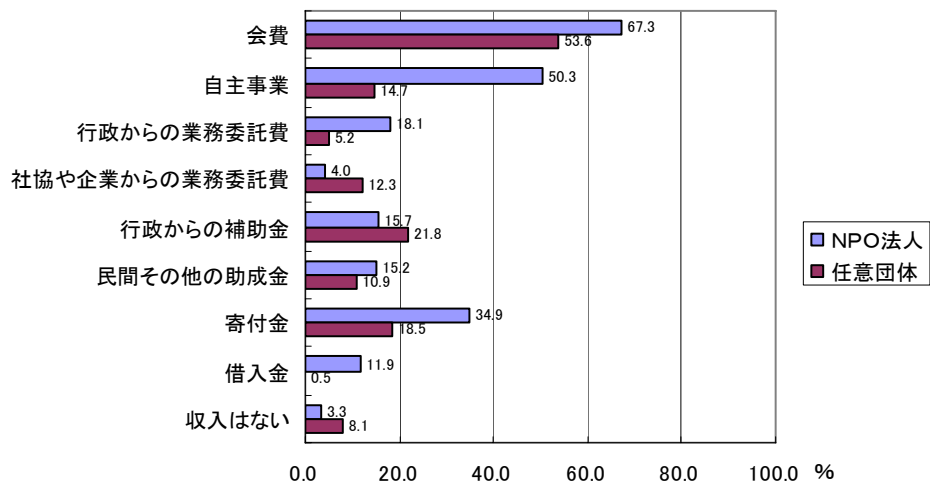


### (6) 主な収入源について(複数回答)

主な収入源のうち上位3つまでを選んでもらったところ、NPO法人は、会費が67.3%と最も多く、次いで自主事業の50.3%、寄付金の34.9%の順となっています。

任意団体は、会費が53.6%と最も多く、次いで行政からの補助金が21.8%、寄付金が18.5%となっています。

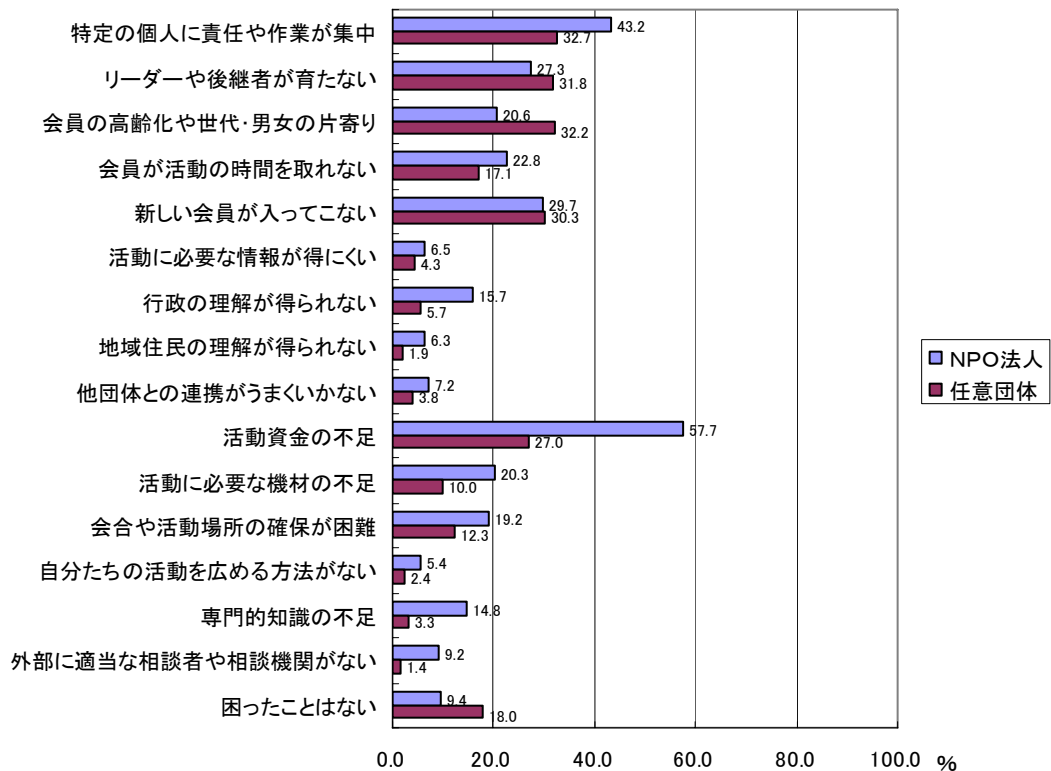
NPO法人と比較すると、社会福祉協議会や企業からの業務委託費や行政からの補助金の割合が高くなっています。



### (7) 活動する上で困っていること (複数回答)

団体が活動する上で困っていることでは、NPO法人は、「活動資金が不足している」が 57.7%と最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」43.2%、「新しい会員が入ってこない」29.7%となっています。

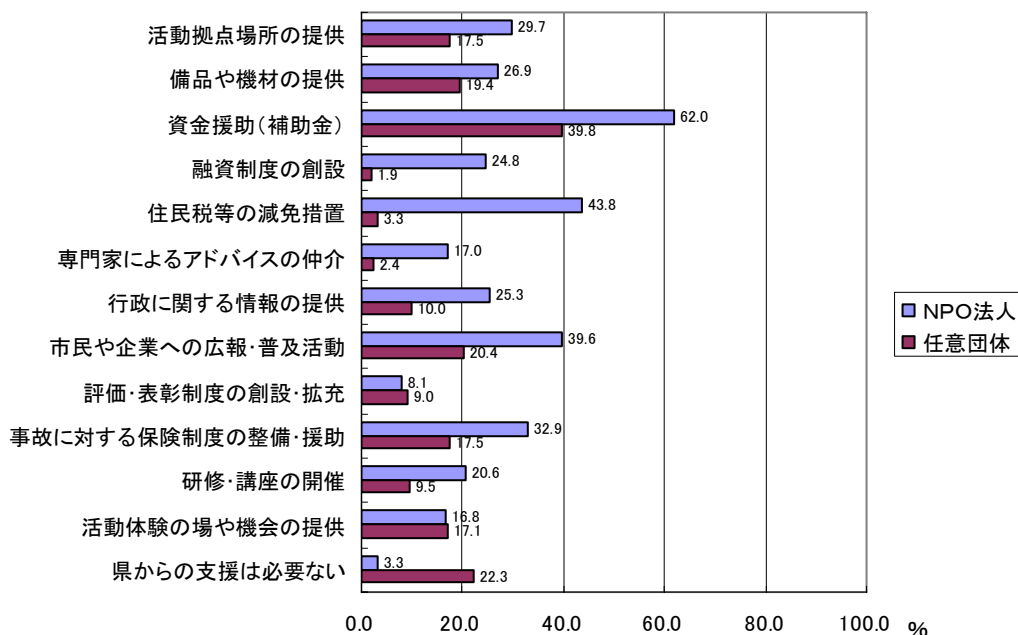
また、任意団体は、「特定の個人に責任や作業が集中する」が32.7%と最も多く、次いで「メンバー・会員の高齢化や世代・男女の片寄りがある」32.2%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」31.8%、「新しい会員が入ってこない」30.3%の順となっています。



(8) 県からの支援(施策)として必要なもの(複数回答)

県からの支援(施策)として必要なものでは、NPO法人は、「活動に対する資金援助(補助金)」が62.0%と最も多く、次いで「住民税等の減免措置」の43.8%、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」の39.6%、「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」の32.9%、「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」の29.7%となっています。また、「県からの支援は必要ない」とする団体は3.3%です。

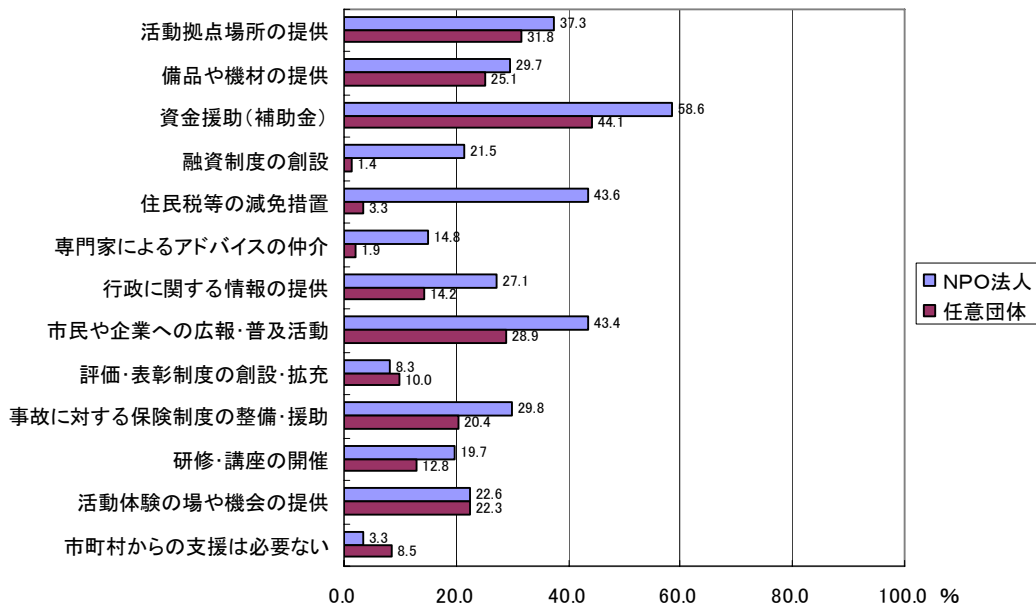
任意団体は、「活動に対する資金援助(補助金)」が39.8%と最も多く、次いで「県からの支援は必要ない」22.3%、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」20.4%、「活動に必要な備品や器材の提供」が19.4%となっています。NPO法人と比較すると県からの支援は必要ないとする団体が多くなっています。



(9) 市町村からの支援(施策)として必要なもの(複数回答)

市町村からの支援(施策)として必要なものでは、NPO法人は、「活動に対する資金援助(補助金)」が58.6%と最も多く、次いで「住民税等の減免措置」43.6%、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」43.4%、「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」37.3%、「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」29.8%となっています。県からの支援として必要なものと比較すると、活動拠点の場の提供の割合が高くなっています。

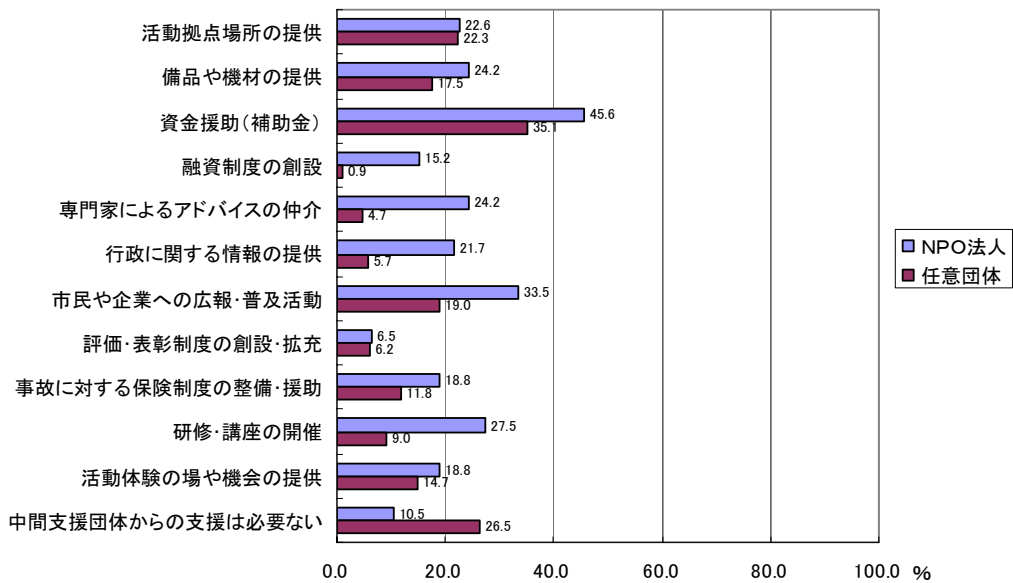
任意団体は、「活動に対する資金援助(補助金)」が44.1%と最も多く、次いで「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」31.8%、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」28.9%、「活動に必要な備品や器材の提供」25.1%の順となっています。



(10) 中間支援団体からの支援に期待するもの(複数回答)

中間支援団体からの支援に期待するものでは、NPO法人は、県や市町村からの支援に比べると中間支援団体の支援に対する期待度合いは低くなっています。県や市町村より期待度合いが高いものは、「各種専門家によるアドバイスの仲介」と「団体の課題解決のための研修・講座の開催」です。

任意団体は、「活動に対する資金援助(補助金)」が35.1%と最も多くなっていますが、一方、「中間支援団体からの支援は必要ない」とするのが26.5%と高いのが特徴です。



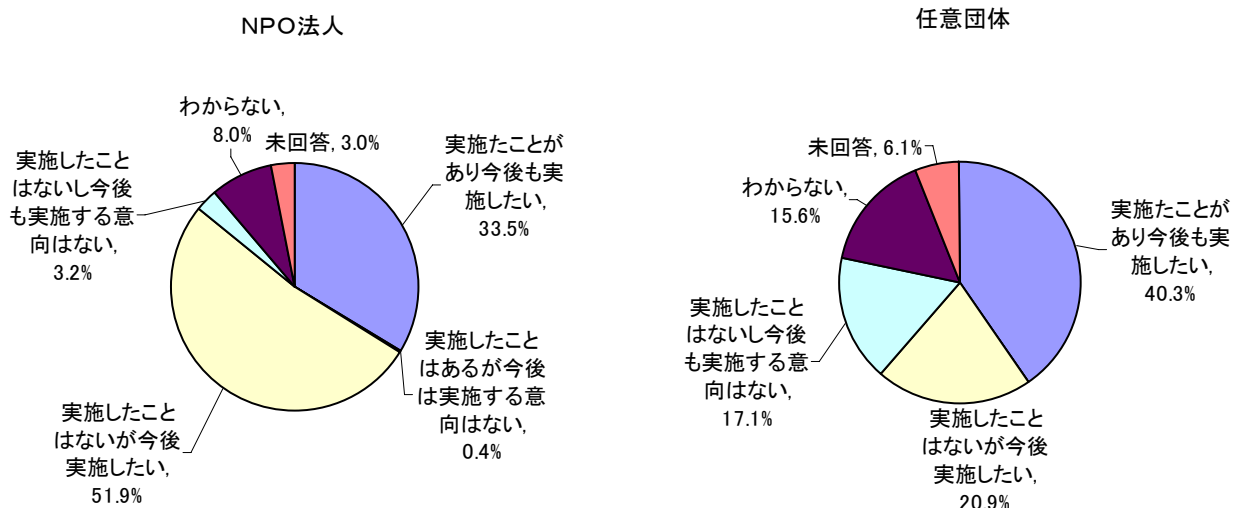
### (11) 自治体（県・市町村）との協働について

自治体と協働して事業を実施する意向について、NPO法人は、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が51.9%と最も多く、次いで「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が33.5%であり、合わせて85.4%が協働事業を実施する意向があります。

また、県と市町村のいずれと協働したいかでは、「どちらとも」協働したいとするのが60.4%と最も多く、次いで「市町村と」協働したいのが23.9%、「県と」協働したいのは5.1%と低い割合となっています。

一方、任意団体は、「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が40.3%と最も多く、次いで「実施したことはないが、今後実施していきたい」が20.9%であり、合わせて61.2%が協働事業を実施する意向があります。

また、県と市町村のいずれと協働したいかでは、「市町村と」協働したいとするのが39.5%と最も多く、次いで「どちらとも」協働したいとするのが38.0%となっています。「県と」協働したいのは1.6%と低い割合となっています。

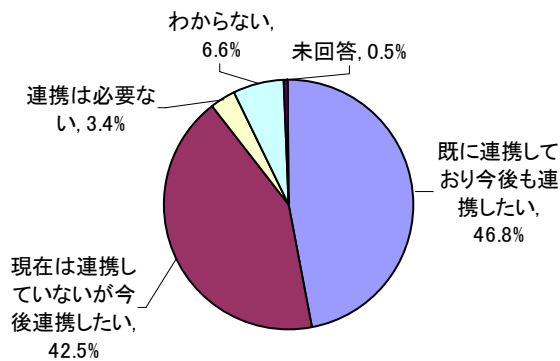


### (12) 他団体との連携について

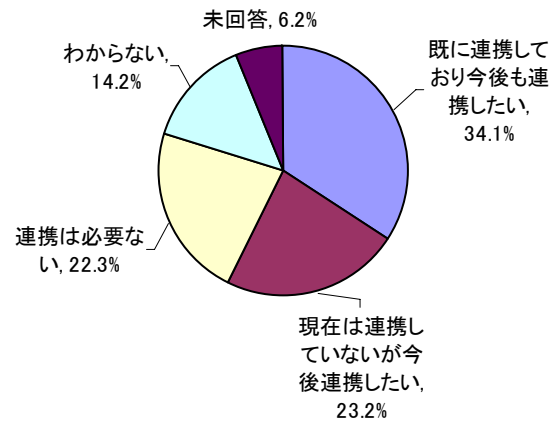
企業、他のNPO、地縁組織等と連携する意向については、NPO法人は、「既に連携しており、今後も連携していきたい」が46.8%と最も多く、次いで「現在は連携していないが、今後連携していきたい」が42.5%であり、合わせて89.3%が他団体との連携の意向があります。連携の相手としては、多い順に、他のNPO、企業、学校・教育機関、自治会・町内会、社会福祉協議会、財団法人・社団法人となっています。

また、任意団体は、「既に連携しており、今後も連携していきたい」が34.1%と最も多く、次いで「現在は連携していないが、今後連携していきたい」が23.2%であり、合わせて57.3%が他団体との連携の意向があります。一方、「連携は必要ない」とする団体も22.3%あります。連携の相手としては、多い順に、他のNPO、学校・教育機関、自治会・町内会、社会福祉協議会、企業、財団法人・社団法人となっています。

NPO法人



任意団体

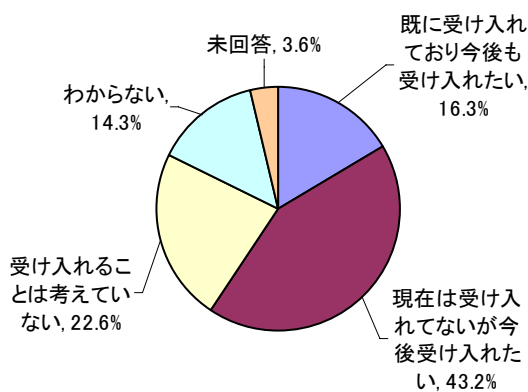


### (13) インターンシップの受入れについて

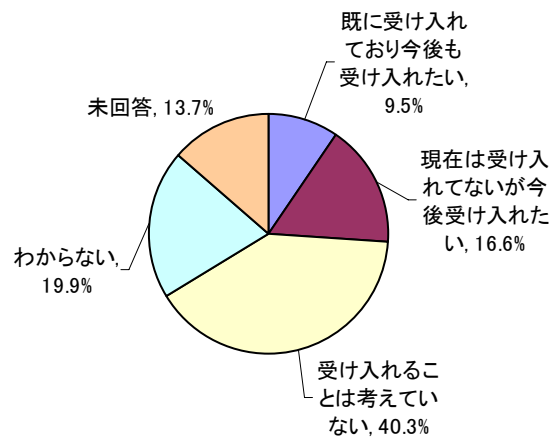
インターンシップの受け入れの意向については、NPO法人は、「現在は受け入れていないが、今後受け入れていきたい」が43.2%と最も多くなっています。また、「既に受け入れており、今後も受け入れていきたい」が16.3%で、合わせて59.5%が受入れについて実施の意向があります。一方、「受け入れることは考えていない」とする団体は22.6%となっています。

また、任意団体は、「受け入れることは考えていない」とするのが40.3%と最も多く、次いで「わからない」19.9%、「現在は受け入れていないが、今後受け入れていきたい」が16.6%となっており、インターンシップの受け入れにはあまり積極的でないことがうかがえます。

NPO法人





任意団体




## 8 年表で見るNPO活動推進の歩み

年	月日	会議、事業等	体制・予算額・NPO法人数
13	5/7	NPO活動推進懇談会の開催 NPO活動推進のための意見交換 (NPO) 山岡義典氏、松原明氏ほか5名 (県) 知事ほか5名	NPO法人数 117 (4/1) 全国7番目
	8/7	千葉県NPO活動推進懇談会の設置	体制 4/1 環境生活部環境生活課 ボランティア活動促進班 3名(主幹ほか)
	8/9	千葉県NPO活動推進懇談会委員公募開始 (8/9~31)	4/26 環境生活部環境生活課 NPO活動推進室に改組 4名(副参事ほか)
	8/14	NPO全国フォーラム2001東海会議参加 『NPOへの事業委託実績のない3県のうちの1県が千葉県』 (「行政-NPOの協働関係と事業委託のルール」(2001年8月)から)	8/1 3名増員し計7名となる(うち 日本NPOセンター派遣1名)
	9/10	知事政策講演 「NPO立県-NPOと行政のパートナーシップ」 県職員対象 112名参加	予算額 当初予算額 3,106千円 6月補正 12,400千円 計 15,506千円
	9/12	千葉県NPO活動推進懇談会公募委員選考委員会 (61名応募、6名選考)	
	9/20	千葉県NPO活動推進懇談会 委員17名(委員長:松原明) 一部委員公募(6名)、会議の公開、議事録公表 ・懇談会 3回(9/20、11/26、2/20) ・指針策定部会 5回(12/7、1/11、2/5、3/1、3/29) ・サポートセンター設置検討部会 4回(12/10、1/8、1/28、2/18、3/25)	
	9/21	NPO法人に関する税制上の特例措置の説明会	
	10/1	認定NPO法人制度の創設	
	10/6	ボランティア国際年記念シンポジウム開催	
	10/7	10/6 千葉市 参加者 320名 10/7 松戸市 参加者 180名	
	11/5	NPOサポートスペース(会議室)の開設	
	12/18	市民(NPO・ボランティア)活動推進庁内連絡会議 関係各課・関係機関(42)で構成	
12/20	市民(NPO・ボランティア)活動推進県・市町村連絡会議		

14	2/12	<p>ちばNPOフォーラム 「NPOと行政とのパートナーシップづくりをめざして」 開催場所：千葉市 参加者：620名</p>	
14	3月	<p>パンフレット「NPOってなあに？」作成</p> <p>千葉県NPO名簿作成（575団体掲載）</p>	
14	4/1	<p>NPOパートナーシップオフィスの設置</p>	<p><b>NPO 法人数</b> 214 (4/1) 全国6番目</p>
	4/16	<p>千葉県NPO活動推進懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会6回（4/16、7/17、8/28、11/18、1/30、3/17）</li> <li>・ワーキンググループ会議8回 （5/21、6/3、6/12、6/20、7/11、8/19、10/10、1/20）</li> <li>・検討会6回（7/8、9/10、10/25、11/5、2/13、3/7）</li> </ul>	<p><b>体制</b> 4/1 環境生活部県民生活課 NPO 室 18名（うち日本NPOセンター派遣1名） 企画調整班、法人認証班、 さわやかハート県民班 嘱託職員2名</p>
	4/22	<p>NPO関連事業説明会（千葉） 15課職員による説明（24事業）、192名参加</p>	<p>11/1 1名増員し計19名となる</p>
	5/13	<p>NPO活動支援事業（公募）の新設 健康福祉部の公募型事業も含めた3事業について統一したプロセスで実施</p> <p>(1) NPO活動費補助金事業 （応募79団体、42団体に補助） 応募期間（5/20～6/21） 審査会（7/24）</p> <p>(2) NPO活動提案募集事業 （応募54団体、4団体選考） 応募期間（5/20～6/21） 公開審査会（8/9）</p>	<p><b>予算額</b> 当初予算額 38,670千円 9月補正 8,000千円 計 46,670千円</p>
	5/14	<p>市民（NPO・ボランティア）活動推進庁内連絡会議 2回（5/14、9/13）</p>	
	5/15	<p>市民（NPO・ボランティア）活動推進県・市町村連絡会議 5回（5/15、8/12、9/27、12/24、3/18）</p> <p>スプリングレビューに関与（5～10月）</p>	
	7/22	<p>千葉県NPO活動推進指針骨子の公表</p>	
	7/26	<p>タウンミーティング 6か所、延べ585名 骨子（7/26千葉市、7/29松戸市、8/5館山市、8/10成田市） 中間報告（9/19茂原市、9/21船橋市）</p>	




14	8/9	NPO活動提案募集事業公開審査会	
	9/12	千葉県NPO活動推進指針中間報告の公表	
	10/18	法人認証に係る審査期間の短縮 (2月→1月) (条例改正 10/18 施行、受理から3月以内)	
	10/21	NPOアンケート調査結果の公表 (6～8月調査、507団体から回答(50.7%))	
	10/25	NPO活動情報誌「さあ！NPO」発行 (NPO活動提案募集採択事業) (Vol.1～3まで3回発行)	
	11/25	千葉県NPO活動推進指針の策定 ・徹底した市民参加と情報公開 ・パブリックコメント募集 (延べ116の個人・団体(市町村・庁内各課を含む)から402件) ・基本方針に加えて行動計画を盛り込んだ ・追加報告 (3/17)	
	12/6	NPO実務講座 (12/6～3/12) (3か所 延べ15回 478名参加)	
	12/11	<b>改正NPO法の成立</b>	
12/19	ちばNPOフォーラム 「NPOはこれからはおもしろいー NPO立県と市民活動」 (開催場所：千葉市 参加者：650名) 実行委員をNPOから公募し、選定された団体で組織した実行委員会に委託し開催 (21団体応募 10団体選考)		
15	3/12	千葉県NPO活動推進委員会の設置 (設置要綱)	
	3/14	千葉県NPO情報ネットの開設	
	3/17	千葉県NPO活動推進指針 (一部追加)	
	3/19	NPO関連事業説明会 (3/19 柏市、3/24 千葉市) 12課職員による説明 (16事業)	
	3月	地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査 (777自治体から回答(73.5%))	
	3/24	公募事業成果報告会 14年度 NPO 活動提案募集事業及びちば NPO フォーラム 2002 の事業成果報告会	
	3/29	NPO実務講座修了式 (講演会・交流会) 講演会：「NPO 7つの誤解」	

15	4/1	<b>認定NPO法人制度の拡充</b>	<b>NPO 法人数</b> 390 (4/1) 全国 5 番目  <b>体制</b> 4/1 環境生活部 NPO 活動推進課 23 名 企画法人室、NPO 事業室 (うち日本 NPO センター派遣 1 名、埼玉県交流職員 1 名、県 社会福祉協議会研修生 1 名) 嘱託職員 2 名  5/1 1 名増員し計 24 名となる  7/22 1 名増員 (任期付民間公募) し 計 25 名となる  <b>予算額</b> 当初予算額 122,768 千円 9 月補正 △ 1,816 千円 2 月補正 △ 9,400 千円 計 111,552 千円
	4/17	<b>千葉県NPO活動推進会議の設置</b> 各部の次長等で構成 (会長: 環境生活部長) ・推進会議 7 回 (5/9、7/22、8/22、10/28、11/18、12/19、1/29) ・幹事会 3 回 (5/30、11/13、1/23) ほか	
	4/21	<b>NPO活動推進特区認定</b> (大網白里町、NPO 法人ふるさとネッツ)	
	4/24	<b>出前説明会</b> (70 回、約 3,200 名参加)	
	5/1	<b>改正NPO法の施行</b>	
	5/7	<b>NPO法人をめざす県民のための説明会</b> (44 回、457 名参加)	
	5/19	<b>千葉県NPO活動推進委員会公募委員選考委員会</b> (応募者 40 名、6 名選考)	
	5/26	<b>地域資源活用マップ事業スタート</b> 地域課題解決のための NPO、市町村、県の三者による協働事業  <b>NPO活動情報誌情報誌「さあ! NPO」発行</b> (Vol. 4~8 まで 5 回発行)	
	6/4	<b>千葉県NPO活動推進委員会</b> 委員 20 名 (委員長: 松原明) 一部委員公募 (6 名)、会議の公開、議事録公表 ・委員会 5 回 (6/4、7/25、11/28、1/28、3/24) ・パートナーシップマニュアル作成専門委員会 14 回 (6/13、7/7、7/15、8/4、8/7、8/19、9/26、10/10、10/27、11/5、 11/10、12/18、1/14) ・地域資源活用マップ作成専門委員会 4 回 (6/17、7/31、10/27、1/21)	
	6/9	<b>県とNPOとの協働事業提案制度素案の公表</b> ・パブリックコメントの募集 (6/10~7/13)	
6/16	<b>市民 (NPO・ボランティア) 活動推進県・市町村連絡会議</b> (6/16、2/9)		
6/17	<b>タウンミーティング</b> (県とNPOとの協働事業提案制度素案) 4 か所 (6/17 千葉市、6/29 茂原市、7/6 木更津市、7/9 柏市)、 延べ 216 名参加		






15	7/3	<b>NPO活動費補助金交付対象団体決定</b> (応募91団体、28団体に補助) ・審査会(6/23)	
	7/17	<b>NPO活動提案募集事業公開審査会</b> (応募25団体、7団体選考)	
	7/22	<b>NPO活動推進課ニュースリリースの発行</b> (Vol.1~9まで9回発行)	
	7/30	<b>県とNPOとの協働事業提案制度の制定(7/30)</b> NPOと協働した事業の組み立て(翌年度予算に反映)と部局横断的(全庁的)取り組み ・事業提案の公募(8/1~8/18)33件応募	
	8/28	<b>千葉県パートナーシップマニュアル骨子の公表</b> ・パブリックコメントの募集(8/28~9/29)	
	8/30	<b>タウンミーティング(パートナーシップマニュアル)</b> (8/30松戸市、9/2千葉市、延べ225名参加)  <b>県民NPO講座</b> 7か所(8/30松戸市、10/25木更津市、11/15八千代市、11/29白井市、12/15佐原市、2/7市川市、2/21東金市) 延べ567名参加	
	8/31	<b>県とNPOとの協働事業提案公開プレゼンテーション</b> 30件実施、77名参加 ・選考委員会(9/1)	
	9/3	<b>県とNPOとの協働事業提案審査結果公表会</b> ・パブリックコメント、市町村照会、県とNPOとの協議、推進委員会、推進会議等での協議を経て4事業採択	
	11/26	<b>千葉県パートナーシップマニュアル中間報告の公表</b> ・パブリックコメントの募集(11/26~12/22)	
	12/1	<b>年次報告書未提出の5法人に対して過料事件通知</b>	
	12/6	<b>タウンミーティング(パートナーシップマニュアル)</b> (12/6浦安市、12/7佐倉市、延べ62名参加)	
	16	1/17	
1/22		<b>NPO実務講座(1/22~3/13)</b> 3か所 延べ11回350名参加	

16	2/5	<p><b>千葉県パートナーシップマニュアルの作成</b>          パートナーシップマニュアル作成専門委員会と庁内ワーキンググループとの連携により作成したパートナーシップのための統一したルール          ・作成のためのタウンミーティング（4か所、延べ321名）</p>	
	2/13	<p><b>県とNPOとの意見交換会</b>          （開催場所：千葉市、参加者207名）</p>	
	<p><b>全国で最初のNPO法人認証取消し（内閣府）</b></p>		
	2/17	<p><b>千葉県パートナーシップマニュアル職員説明会</b>          （2/17、3/17開催、延べ310名参加）</p>	
	3/12	<p><b>NPO法人年次報告書等情報公開システム構築</b></p>	
	3/24	<p><b>NPO関連事業説明会</b>（3/24千葉、3/25船橋）          9課職員による説明（14事業）、131名参加</p>	
16	4/9	<p><b>メールマガジン「ちばNPO情報マガジン」創刊号発行</b>          （4月より不定期）20回</p>	<p><b>NPO法人数</b> 619（4/1）          全国4番目</p>
	4/11	<p><b>出前説明会</b>（51回、約2,400名参加）</p>	<p><b>体制</b>          4/1          環境生活部 NPO活動推進課          27名          企画法人室、NPO事業室          （うちNPOセンター派遣1名、          神奈川県交流職員1名、任期付職員1名）          嘱託職員2名</p>
	4/16	<p><b>NPO活動推進課ニュースリリース発行</b>          （Vol.10～21、臨時号4/30、計13回）</p>	
	4/22	<p><b>公募型NPO関連事業応募合同説明会</b>          健康福祉部、環境生活部の公募型事業も含めた3事業について合同説明会実施          （県内3か所、4/22東金、4/27館山、4/28千葉）</p>	
	4/26	<p><b>公募事業成果報告会</b>          15年度NPO活動提案募集事業及びちばNPO地域フォーラムの成果報告会</p>	<p>12/1          1名増員（県社会福祉協議会研修生）し28名となる</p>
	4/28	<p><b>千葉県NPO活動推進会議</b>          ・推進会議4回（4/28、11/15、1/26、3/30）          ・幹事会2回（4/16、1/21）</p>	<p><b>予算額</b>          当初予算額 126,827千円          9月補正 △200千円          2月補正 △12,729千円          計 113,898千円</p>
	5/9	<p><b>ちばパートナーシップ市場スタート</b>          全庁的なパートナーシップ型行政推進のための仕組み          意見交換会（5/14、5/27、11/8、3/1、延べ589名参加）          協働事業公募説明会（5/14）          協働事業提案制度（応募49団体、5団体選考）</p>	
	5/25	<p><b>NPO活動情報誌「さあ！NPO」発行</b>          （Vol.9～13、計5回）</p>	

16	5/27	<p><b>県・市町村・NPOがともに築く地域社会事業スタート</b>          全国に先駆けて実施する県・市町村・NPO の3者によるパートナーシップ事業（浦安市、市原市、四街道市、我孫子市）</p>	      
	6/22	<p><b>千葉県NPO活動推進委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会4回（6/22、10/27、1/26、3/29）</li> <li>・部会7回（9/2、10/25、11/12、12/17、1/14、2/25、3/24）</li> <li>・パートナーシップ推進小委員会8回（4/14、7/21、9/6、10/7、12/13、1/11、2/3、3/10）</li> <li>・NPOの事業力強化小委員会5回（4/23、5/18、7/9、8/24、3/18）</li> <li>・県・市町村・NPOがともに築く地域社会小委員会4回（5/27、8/17、9/27、12/9）</li> <li>・NPO法適正運用小委員会7回（7/20、8/23、9/27、12/6、1/19、2/25、3/29）</li> </ul>	
	6/30	<p><b>市民（NPO・ボランティア）活動推進県・市町村連絡会議</b></p>	
	7/7	<p><b>NPO活動提案募集事業公開審査会</b>          （応募11団体、5団体選考）</p>	
	7/16	<p><b>NPO活動費補助金事業決定</b>          スタート・自立支援：応募25件、18件に補助          新たな活動展開支援：応募18件、10件に補助</p>	
	7/23	<p><b>県民NPO基礎講座</b>          8か所（7/23 船橋市、8/7 市原市、9/25 佐倉市、10/30 鴨川市、11/14 袖ヶ浦市、12/19 茂原市、1/16 銚子市、3/6 習志野市）          延べ528名参加</p>	
	7/25	<p><b>県とNPOとの協働事業提案公開プレゼンテーション</b>          21件実施、68名参加          ・選考委員会（7/27）</p>	
	8/2	<p><b>県とNPOとの協働事業提案審査結果公表会</b>          ・パブリックコメント、市町村照会、県とNPOとの協議、推進委員会、推進会議等での協議を経て5事業採択</p>	
	9/14	<p><b>千葉県パートナーシップマニュアル職員説明会</b>          （9/14、9/21、12/22、2/16 計4回開催、延べ196名参加）</p>	
	10/8	<p><b>NPO活動推進市町村支援センター連絡会議</b>          （10/8、2/23の2回開催）</p>	
	10/19	<p><b>NPO活動推進自治体フォーラム千葉県大会の開催</b>          （10/19：702名、20日：340名参加）</p>	
	10/20		

16	11/19	<b>パートナーシップ推進塾</b> (11/19 印旛地域：佐倉市中央公民館、28名参加) (2/2 君津・市原地域：市原市市民会館、35名参加)	
	12/8	<b>NPO実務講座 (12/8~2/19)</b> 3地域 延べ9回 288名参加	
17	1/23	<b>NPO活動発表会 (柏)</b> (地域大会) 1/23 柏市、111名参加、1/30 木更津市、143名参加 2/5 成田市、160名参加 (県大会) 3/5 千葉市、145名参加	
	3/27	<b>タウンミーティング</b> 「NPO 立県で千葉県はどう変わったか」 千葉市、143名参加	
17	4/11	<b>千葉県NPO活動推進委員会委員公募(4/11~5/9)</b>	<b>NPO 法人数</b> 823 (4/1) 全国4番目  <b>体制</b> 4/1 環境生活部 NPO 活動推進課 28名 企画法人室、NPO 事業室 (うち神奈川県交流職員1名、 任期付職員1名) 嘱託職員2名 4/22 1名減員し27名となる 6/1 1名減員し26名となる
	4/16	<b>ちばパートナーシップ市場の「わ」開催</b> (千葉商工会議所、236名参加) NPO 関連事業説明会、NPO 公募型事業成果報告会ほか	
	4/18	<b>県とNPOとの協働事業提案公募開始 (~5/31)</b>  <b>NPO活動費補助金事業公募開始 (~5/31)</b>	
	4/19	<b>出前説明会 (40回実施)</b>	
	5/20	<b>千葉県NPO活動推進委員会公募委員選考委員会</b> (応募者31名、6名選考)	
	5/25	<b>千葉県協働促進委員会</b>	
	5/31	<b>市民 (NPO・ボランティア) 活動推進県・市町村連絡会議</b>	
	6/3	<b>千葉県NPO活動推進委員会(第1次)</b> ・委員会1回 (6/3) ・部会2回 (4/12、5/30) ・パートナーシップ推進小委員会1回 (5/25) ・NPOの事業力強化小委員会1回 (5/20) ・県・市町村・NPOがともに築く地域社会小委員会1回 (5/16) ・NPO法適正運用小委員会1回 (4/26)	
	6/6	<b>千葉県NPO活動推進会議</b> ・推進会議4回 (6/6、10/18、1/20、3/27) ・幹事会3回 (6/1、1/12、3/22)	

17	6/13	<p><b>千葉県NPO活動推進委員会(第2次)</b>  (新委員 20 名、委員長：牧野昌子)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会 5 回 (6/13、7/27、10/18、1/17、3/27)</li> <li>・部会 6 回 (7/19、9/22、9/29、12/21、3/14、3/22)</li> <li>・パートナーシップ推進小委員会 4 回 (7/8、9/2、12/1、3/1)</li> <li>・NPO の事業力強化小委員会 5 回 (6/22、8/5、9/16、11/16、2/21)</li> <li>・県・市町村・NPO がともに築く地域社会小委員会 4 回 (6/23、9/6、11/18、2/28)</li> <li>・NPO 法適正運用小委員会 8 回 (7/7、7/28、8/10、8/31、9/22、10/11、1/17、3/1)</li> </ul>	
	6/29	<p><b>県民との協働による計画づくりワーキンググループ会議</b>  1 7 回 (6/29、7/13、8/2、8/23、9/7、9/16、10/11、11/10、11/24、12/2、12/12、12/16、1/13、2/14、2/23、3/10、3/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 等との意見交換 1 6 回 (7/21～2/6)</li> </ul>	
	7/14	<p><b>NPO活動費補助金事業決定</b>  スタート・自立支援：応募 30 件、16 件に補助  新たな活動展開支援：応募 22 件、7 件に補助</p>	
	7/20	<p><b>NPO活動情報誌「さあ！NPO」発行</b>  (Vol. 14～18、計 5 回)</p>	
	7/31	<p><b>県民NPO基礎講座</b>  (8 か所、7/31 成田市、8/27 野田市、10/22 和田町、11/27 八日市場市、12/10 四街道市、1/28 富津市、2/12 勝浦市、3/26 大網白里町、延べ 276 名参加)</p>	
	8/3	<p><b>県とNPOとの協働事業提案公開プレゼンテーション</b>  応募 24 件、第 1 次審査で選考された 17 件実施、75 名参加  ・選考委員会 (第 1 次 7/26 第 2 次 8/9)</p>	
	8/4	<p><b>千葉県のNPO活動推進に関する報告書公表</b></p>	
	8/22	<p><b>市民活動支援センタースタッフ研修</b>  (市川市職員研修所 8/22、8/29、9/5、9/12 21 名参加)  (柏市国際交流協会 10/12、10/19、10/26、11/2 13 名参加)</p>	
	8/23	<p><b>県とNPOとの協働事業提案審査結果公表会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度コース 5 件採択</li> <li>・翌年度コース 6 件選考、その後、パブリックコメント、市町村照会、県と NPO との協議、推進委員会、推進会議等での協議を経て、18 年 3 月に 6 事業採択</li> </ul>	
	10/20	<p><b>千葉県NPO活動推進計画骨子の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの募集 (10/21～11/21)</li> <li>・「あなたがつくる NPO 立県千葉」施策公募 (10/21～11/21)</li> </ul>	

17	10/24	<p>タウンミーティング（推進計画骨子について） （10/24 千葉市、10/31 柏市、11/2 銚子市、延べ222名参加）</p>	 
	11/8	<p>NPO活動推進自治体ネットワーク発足 （2/13 現在 参加自治体211）</p>	
	11/9	<p>パートナーシップ推進塾 （11/9 香取・海浜地域：銚子市民センター、17名参加） （11/15 南房総地域：君津市役所、32名参加） （1/20 東葛飾地域：柏市介護予防センターいきいきプラザ、33名参加）</p>	
	11/10	<p>千葉県NPO法運用マニュアル（案）公表</p>	
	11/14	<p>県とNPOとの意見交換会 （11/14 千葉市民会館、117名参加） （2/17 千葉市民会館、132名参加）</p>	
	11/22	<p>千葉県NPO法運用マニュアル（案）に係る県民・NPOとの意見交換会（千葉県文化会館、55名参加）</p>	
	12/1	<p>NPO実務講座（12/1～1/30、3講座、240名）</p>	
12/26	<p>千葉県自治体フォーラム「NPOは地域を変える原動力」 （県職員能力開発センター、78名参加）</p>		
18	1/21	<p>NPO活動発表会（銚子） （地域大会） 東地域：1/21 銚子市、136名参加 西地域：1/22 船橋市、101名参加 中央地域：1/29 八千代市、118名参加 南地域：2/5 鴨川市、138名参加 （県大会） 2/25 千葉市、153名参加</p>	
	1/26	<p>千葉県NPO活動推進計画中間報告公表 ・パブリックコメントの募集（1/27～2/28）</p>	
	1/31	<p>千葉県初のNPO法人認証取消し</p>	
	2/2	<p>タウンミーティング（推進計画中間報告について） （2/2 千葉市、2/4 市川市、延べ60名参加）</p>	
	2/24	<p>NPO事業力向上セミナー（2/24～3/11、全5回）</p>	
	3/30	<p>千葉県NPO活動推進計画策定</p>	
		<p>NPO法運用マニュアル作成</p>	